

閱覽用

第4次古賀市総合振興計画 (新案)

目 次

I 序論	1
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の構成・期間	2
3. 古賀市の歴史	3
4. 古賀市の魅力	10
5. 時代の潮流・課題	13
II 基本構想(目指すべきまちの将来像)	15
1. 都市イメージ	16
2. 体系図	17
3. 目標人口	18
4. 土地利用の方針	19
III 前期基本計画	20
1. 重点プロジェクト	21
2. 政策別基本計画	26
基本目標1 活気とにぎわいあふれるまちづくり	26
政策1-1 農林業の振興	27
1-2 商工業の振興	29
1-3 観光の振興	31
基本目標2 自然を大切にし 環境にやさしいまちづくり	32
政策2-1 環境の保全	33
2-2 循環型社会の形成	35
基本目標3 こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり	38
政策3-1 学校教育の充実	39
3-2 社会教育の振興	41
3-3 青少年の健全育成	43
3-4 文化芸術の創造・継承	45
3-5 スポーツの振興	46
基本目標4 住みやすい生活環境の整ったまちづくり	48
政策4-1 良好な市街地・住環境の形成	49
4-2 交通環境の形成	51
4-3 水道水の安定供給	53
4-4 下水道の整備	54
基本目標5 安全で安心して暮らせるまちづくり	56
政策5-1 災害対策の強化	57
5-2 防犯の強化	59
5-3 交通安全の推進	60

基本目標6 すこやかで元気あふれるまちづくり	62
政策6-1 地域福祉の推進	63
6-2 健康づくりの推進	64
6-3 保健・医療の充実	65
6-4 子育て支援の充実	67
6-5 高齢者福祉の推進	69
6-6 障がい者福祉の推進	71
6-7 生活支援の充実	73
基本目標7 互いに認めあい みんなでつくるまちづくり	76
政策7-1 人権のまちづくりの推進	77
7-2 男女共同参画社会の確立	79
7-3 共働のまちづくりの推進	80
7-4 開かれた市政の推進	81
7-5 適正な行財政運営の推進	83

I 序 論

1. 計画策定の目的
2. 計画の構成・期間
3. 古賀市の歴史
4. 古賀市の魅力
5. 時代の潮流・課題

1. 計画策定の目的

本計画は、古賀市を取り巻くさまざまな環境の変化や改革の流れに対応し、持続可能なまちづくりを行うため、目指すべき将来像を掲げ、その実現方針を示すことを目的に策定するものです。

また、古賀市の各種計画や施策の基本となる最上位に位置づけられる計画です。

2. 計画の構成・期間

総合振興計画は、「基本構想」「基本計画」で構成されます。

(1) 基本構想

基本構想は、10年後の古賀市の目指すべきまちの将来像を描き、今後10年間のまちづくりの方向性を示すものです。

【期 間】 10年間＜平成24(2012)年度～平成33(2021)年度＞

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で掲げた将来像の実現のために、基本構想の期間である10年間を前期・後期に分けてまちづくりの目標を定め、その目標達成のための各種施策を示すものです。

【期 間】 ・前期 5年間＜平成24(2012)年度～平成28(2016)年度＞
・後期 5年間＜平成29(2017)年度～平成33(2021)年度＞

3. 古賀市の歴史

新しい時代を創造するため、先人によって培われてきた古賀市の歴史を振り返ります。

(1) 古代から近代へ

① 定住のはじまりと国内交流＝旧石器・縄文時代

この地域に人が活動を始めたのは後期旧石器時代（約3万年前）からで、住み始めたのは^{たてあなしき}竪穴式住居跡の発見により、縄文時代後期（約4千年前）にさかのぼることが明らかになりました。

この時代は土器や石器などを使って木の実を蓄え、動物を狩り、貝や魚を捕る自然に依存した生活を送っていました。

^{かわぼる}川原の遺跡からはこの時代の土器が発見され、その形状や文様は遠く岡山県や鹿児島県のものとも共通していることから、この時代の人々が国内で盛んに交流し、技術や文化を積極的に受け入れ、発信していたことがうかがえます。

② 稲作と指導者の出現、大陸との交流＝弥生時代

紀元前4世紀ごろから稲作文化が九州北部であるこの地域にも伝わり、縄文時代の狩猟採集社会から現代につながる農耕社会に変化しました。金属器を利用した稲作が始まるのはこの時代からです。また、この時代には人口が飛躍的に増加しました。

舞の里から千鳥に連なる丘陵からは^{かんごう}環濠集落跡が発見され、朝鮮半島製の鉄器や、青銅器をつくる^{いがた}鋳型が見つかり、高い加工技術を持った集落が存在したことや大陸との交流があったことがわかりました。

また、古賀グリーンパーク内からはこの時代の墓が発見されました。その墓に^{かめかん}大型甕棺では日本最多の青銅製の武器が副葬されていたことから、糟屋地域では群をぬいた有力な政治的支配者が青柳に存在していたことがうかがえます。

③ ^{かすやのみやけ}「糟屋屯倉」の候補地＝古墳時代

4世紀から7世紀にかけて、この地域では400基以上の古墳がつけられました。^{みあけ}美明にあった古墳からは金製の耳飾りや、ヤマト政権からの配布品である^{よろいかぶと}甲冑や武器が発見され、被葬者とヤマト政権とのつながりが明らかになりました。

また、美明からは6～7世紀の大型建物群跡が見つかっています。これは公的な施設と考えられ、その構造からミヤケ（屯倉）※1の可能性が高く「糟屋屯倉」の有力候補といわれています。「糟屋屯倉」は『日本書紀』に、筑紫君磐井がヤマト政権との戦いに敗れ、その子^{くずこ}葛子が献上したもので、海上交通の拠点^{つくしのきみいらい}をミヤケとしてヤマト政権に差し出したという説があります。

※1 水田をはじめ鉄や塩の産地、交通の要地などに設けられた役所・倉庫。やがて土地・建物・生産者をふくむ組織をさすようになる。

④ 古賀市内の地名が登場＝奈良・平安時代

この時代から古賀市内の地名が文献に登場してきます。10世紀の『倭名抄』には「^{むしろうち}席内」とあり、現在の^{むしろうち}筵内付近と考えられます。また、同時期の『延喜式』には「^{むしろうち}席打駅」とあり、大宰府につながる古代官道に置かれていた駅の存在が明らかになっています。

^{かづるがおか}花鶴丘にあった^{ししぶやま}鹿部山から発見された12世紀製作の^{きょうづつ}経筒には「筑前国^{ちくぜんのかくにむしろうち}席内^{ちちぶみね}父々^{めいぶん}夫峯」の銘文が刻まれており、「父々夫峯」は「鹿部山」であったことなど平安時代の地名や荘園の存在が確認できます。

^{やくおうじ}薬王寺の山の中腹からは9～12世紀のお寺の跡が発見され、ここからは^{とうじき}陶磁器と大量の瓦が見つかりました。白磁や青磁は中国から輸入されたものですが、瓦はこの地で製造されたもので、瓦製造における高い技術を持っていたことがうかがえます。

⑤ 地方豪族と立花城＝鎌倉・室町・戦国時代

戦さが絶えなかったこの時代には青柳や筵内などは合戦場となり、地方豪族である^{こもの}薦野氏・^{ねたび}米多比氏・^{やくおうじ}薬王寺氏が台頭し、この名前は地名に由来するといわれています。元徳2(1330)年には立花城(新宮町)が築城され、後の城主・^{どうせつ}立花道雪の配下として^{ますとき}薦野増時や^{しげひさ}米多比鎮久が活躍しています。

青柳には^{だいにちによらいぎ}仏師運慶の九代弟子によって文明7(1475)年につくられた^{どう}大日如来座像が残っており、古賀市の貴重な歴史遺産といえます。

⑥ 松林と唐津街道＝江戸時代

宝永3(1706)年と元文3(1738)年には農作物を塩害や風害から守るため、黒田藩から玄界灘沿岸に松の植林が命じられました。古賀市でも黒松が現在の国道3号付近まで植林され、筑前八松原随一の松原とうたわれました。

また、参勤交代道である^{からつ かいどう}唐津街道の^{しゆくえき}宿駅であった^{あおやぎしゆく}青柳宿には当時、^{おけや}宿屋や^{くしや}酒屋、^{おけや}桶屋、^{くしや}櫛屋などが84軒ほどあり、商業と物流の拠点となっていました。

新田開発と農業用水の確保のため、20を超えるため池が築造され、今なお活用されています。

また、^{あまふり}熊野神社や五所八幡宮、天降神社などに現存するこの時代の^{あまふり}絵馬26面には、福岡藩の御用絵師の作品もあり、貴重な芸術作品といえます。

⑦ 「青柳村」「小野村」「筵内村」の誕生＝明治・大正時代

明治時代に入り、版籍奉還や廃藩置県が行われ、地方の行政制度が変化しました。古賀市においても、明治の大合併により16あった村は統合され、明治22(1889)に『青柳村』『小野村』『筵内村』の3村が誕生しました。

明治12(1879)年には新しい国道(現在の国道495号)が開通、明治23(1890)年には鉄道開通に伴い古賀駅が開業し、この期間にニビシ醤油が進出しました。

農業においても^{かんしよ}養蚕(サツマイモ)、菜種、柑橘などに著名な先駆者を生

み、古賀市の農業振興に大きな影響を及ぼしました。特に「明和^{めいわ}金柑^{きんかん}」は全国的に有名なブランドとして京阪方面や朝鮮、満州まで輸出されました。

⑧ 工業集積のはじまり＝昭和時代初期・中期

昭和 13(1938)年に席内村は町制施行により『古賀町』となりました。

大正から昭和初期にかけて第 1 期の工業集積期を迎え、古賀駅周辺には岡部機械工業・西部電機が、鉄道沿線には高千穂製紙が進出しました。また、翁酒造が酒蔵を構え、古賀ゴルフ・クラブがオープンしました。

この期間に第 2 次世界大戦が勃発し、古賀市では空襲などを免れたものの、多くの若者が出征し 472 名が戦死されました。

(2) 古賀町から古賀市へ

① まちの土台づくり期<昭和 30(1955)年～昭和 45(1970)年>

昭和 30(1955)年に旧古賀町・青柳村・小野村が合併し、新しい枠組みの『古賀町』が誕生しました。まちが誕生してから昭和 45(1970)年までの 15 年間は、都市計画の区域決定や上下水道の整備を開始するなど、まちの発展のための土台づくりに取り組み、人口は 2 万人を超えました。

昭和 30 年代に入ると第 2 期の工業集積期を迎え、峰製作所・正興電機製作所・凸版印刷などが進出しました。また、計画的な工場誘致を図るため、古賀市初の工業団地となる第 1 工業団地「^{いまざいけ}今在家工業団地」を整備し、山崎製パンなどが進出しました。

② まちの骨格形成期<昭和 46(1971)年～昭和 55(1980)年>

この 10 年間は、まちの交通の主軸となる国道 3 号・九州自動車道といった広域幹線道路の開通や安全な水供給の軸となる「古賀ダム」「浄水場」「水再生センター」の整備など、まちの骨格形成を進めました。

昭和 51(1976)年には「今在家工業団地」にハウス食品が進出しました。

この間、「花鶴丘団地」が開発されるなど市街地の形成も進み、昭和 53(1978)年には人口は 3 万人を超えました。

③ まちの成長期<昭和 56(1981)年度～平成 2(1990)年度>

【第 1 次総合振興計画期】

この 10 年間は、第 1 次計画期として位置づけ、以下のとおり都市イメージとまちづくりの合い言葉を掲げ、その実現を図りました。

都市イメージ

『緑の住宅と工業の福祉都市』

まちづくりの合い言葉

“健康づくり・人づくりからなる調和のとれた人間優先のまちづくり”

この間、計画的な都市づくりとして「千鳥パークタウン」の分譲がはじまるとともに、「千鳥ヶ池公園」を整備し、緑と一体感のあるまちづくりを進めました。

一方、第2工業団地である「青柳工業団地」と第3工業団地である「鹿部工業団地（福岡食品加工団地）」の整備などにも取り組み、「青柳工業団地」には昭和鉄工などが、「鹿部工業団地（福岡食品加工団地）」にはピエトロ・五十二萬石本舗・左衛門などが進出し、第3期の工業集積期を迎えました。

また、社会福祉センター「千鳥苑」、中央公民館「リーパスプラザ」「市民体育館」「小野公園（第1期）」「弓道場」の建設、「古賀北中学校」「古賀東中学校」の開校により、福祉・健康づくり・人づくりの環境整備も進みました。

このように第1次計画で目指したまちづくりを進める中で、まちは着実に成長し、昭和60(1985)年には人口は4万人を超えました。

④ まちの体力増強期＜平成3(1991)年度～平成12(2000)年度＞

【第2次総合振興計画期】

この10年間は、第2次計画期として位置づけ、以下のとおり都市イメージと5つの都市像を掲げ、その実現を図りました。

都市イメージ

『海と緑に恵まれた豊かで快適なヒューマンシティ古賀』

都市像

- 自然を大切にす生活空間都市
- 高度な居住環境を備えた生活者都市
- 人権を尊び、優しさを共有する健康福祉都市
- 歴史を大切にし、いきいきとした文化を創造する都市
- 活力あふれる産業集積都市

この間、「鹿部山公園」「岳越山公園たけごしやま」「古賀グリーンパーク（第1期）」「小野公園（第2期）」の整備など自然と一体となったまちづくりを進める一方、良好な居住環境づくりを計画的に進めるため「鹿部土地区画整理事業」に着手しました。

また、人権を尊重するまちづくりを進めるため、同和対策をはじめさまざまな人権啓発に積極的に取り組むとともに、「サンコスモ古賀」の建設による保健・福祉の拠点整備や介護保険事業の市単独実施など、健康福祉都市としての機能の充実を図りました。

さらに「サンフレアこが」の建設により、新たな文化を創造する都市の構築を目指すほか、「JR千鳥駅」の開業や「千鳥パークタウン」など市北部の開発が進みました。またそれによる児童数増加に対応するため、「花見小学校」「舞の里小学校」の新設や「古賀北中学校」の増設、学童保育所の整備に組み、教育環境の向上を図りました。

この期間に、第4工業団地である「三田浦工業団地みたうら」と第5工業団地である

「^{くすうら}楠浦工業団地」の整備に取り組み、「三田浦工業団地」に日本食品・西部技研などが進出し、第4期の工業集積期を迎えました。

このようにまちの体力を増強していく中、平成7(1995)年には人口は5万人を超え、平成9(1997)年には市制施行により『古賀市』となりました。

⑤ まちの魅力創出期＜平成13(2001)年度～平成22(2010)年度＞

【第3次総合振興計画期】

この10年間は、第3次計画期として位置づけ、以下のとおり都市イメージ、まちづくりの合い言葉、7つの都市像を掲げ、その実現を図りました。

都市イメージ

『輝く未来へ、はつらつ交流都市こが』

まちづくりの合い言葉

“ひとが真ん中、古賀新時代”

都市像

- 生涯学習と健康づくりを進める元気な健康文化都市
- 明日を担う子どもを育てる人材育成都市
- 人を中心に据えた人権尊重都市
- パートナーシップで築く男女共同参画都市
- 市民と行政が一体となった新しい時代の市民参画都市
- 自然・歴史・産業などのバランスある都市
- 人・モノ・情報が集結し、響きあう多様な交流拠点都市

この間に、気軽にウォーキングが行える「^{ある}歩いてん^{どう}道※2」や健康文化施設「クロスパルこが」を建設するなど、健康づくりに親しめる環境づくりや、「アートホール」の制作など身近に文化芸術と触れ合える環境づくりに取り組みました。

また、「青少年総合センター」の設置や中1ギャップ対策講師配置など、子どもが安心して学び過ごせる環境づくりを積極的に進めました。さらに、幼児から高校生までの居場所づくりとして千鳥児童センター「^{コスモックス}C O S M O X」を建設しました。

人権施策については、「人権施策審議会」や人権センター「^{ウィズ}W i t h」の設置により、人を中心に据えたまちづくりに取り組みました。

さらに、「男女共同参画計画」の策定により、男女がパートナーシップで築くまちづくりにも取り組みました。

また、市民と行政が一体となったまちづくりを行うため、「市民共働課（現地域コミュニティ室）」を設置し「共働推進の基本指針」の制定や「校区コミュニティ」の組織づくり、企業・事業所などによる「アダプトプログラム」の実施など、共働※3によるまちづくりを推進しました。

自然や歴史と身近にふれあえる環境づくりとして「薬王寺水辺公園」や「みあけ史跡公園」の整備を進める一方、「楠浦工業団地」への凸版印刷移転や、地元物

産の販売促進のための「コスモス館」建設など、産業の発展にも取り組みました。

平成 19(2007)年には市制施行 10 周年を迎え、それを祝うため、市民と力を合わせ「市制施行 10 周年記念イベント」「まつり古賀」「健康福祉まつり」「図書館まつり」を同時開催し、大きな盛り上がりを見せました。

また、福岡都市圏での図書館・体育施設の広域利用開始や、「牟田栗原線」「中川熊鶴線」「京田馬渡線^{きょうでんひんど}」の整備など市内東西移動の利便性向上に取り組み、市内外の交流の促進に努めました。

さらに、持続可能な財政基盤の確立と簡素・効率的な行政経営を推進するため、平成 19(2007)年度から第 3 次行財政改革に取り組みました。

このように第 3 次計画で掲げたまちづくりを進める中、「JR ししぶ駅」の開業や「美明」の分譲開始などの市南部の開発や、古賀市初の 4 年制大学となる「福岡女学院看護大学」の開校などもあり、平成 20(2008)年に人口は 5 万 8 千人を超え、さらなる飛躍が期待されるまちとなりました。

- ※2 市民が気軽に健康づくりに取り組めるよう川沿いの道や歩道を設定したウォーキングロード。平成 12 年度より整備をはじめ、平成 23(2011)年 9 月現在で 9 コースを設定。
- ※3 「キョウドウ」とは、さまざまな主体が共通の目標に向かって、対等な立場で、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、社会的課題の解決にあたること。「キョウドウ」の表記方法には、「協働」や「共働」などがあるが、古賀市ではどちらかがどちらかに追従する関係ではなく、お互い対等の立場で「ともに」取り組んでいくという意味を込め、「共働」と表記している。

■ 第3次計画期間中に取り組んだ主な施策

年 度	施設整備等	施策等	条例・計画等
平成13年度 (2001)	高齢者生きがい支援センター「えんがわくらぶ」オープン 青少年総合センターオープン 防災行政無線運用はじまる 国道3号6車線化完了(新宮～久保) 楠浦工業団地へ凸版印刷移転	通学合宿はじまる 子どもわくわくフェスタはじまる 古賀市10万本ふるさとの森づくりはじまる	第3次総合振興計画 第2次国土利用計画 児童育成計画(エンゼルプラン)
平成14年度 (2002)	コスモス館オープン 古賀清掃工場「エコの森」本格稼働 花鶴が浜公園オープン 潮騒橋開通	なの花祭りはじまる こが女性ホットライン開設 一点美術館はじまる 福岡都市圏図書館広域利用はじまる プロムナードコンサートはじまる	公害防止条例施行 交通バリアフリー基本構想 男女共同参画計画
平成15年度 (2003)	牟田栗原線一部開通 中川熊鶴線一部開通 歩いてん道「薬王寺コース」設置 国道3号流交差点立体化完了 国道3号6車線化完了(久保～舞の里)	消費生活相談窓口開設 ブックスタート事業はじまる 食品フェアはじまる	個人情報保護条例施行 ごみ処理基本計画 生涯学習基本計画
平成16年度 (2004)	花鶴皇石公園オープン 薬王寺水辺公園オープン 児童図書コーナー「こがめルーム」オープン	コミュニティ推進室(現市民共働課)設置 小学校1年生35人以下学級編成はじまる 観光協会設立 花鶴保育所民間委託	環境基本計画
平成17年度 (2005)	健康文化施設「クロスパルこが」オープン スケートパーク「ライブ・スケーツ古賀」オープン 歩いてん道「花鶴コース」「薦野コース」設置 鹿部保育所新築移転 中川熊鶴線アートウォール制作 障害者生活支援センター「咲」オープン	無料職業紹介所オープン 病後児保育事業はじまる つどいの広場「でんでんむし」オープン ねりんピックふくおか 2005 開催	人権施策審議会条例施行 公害防止等生活環境の保全に関する条例施行 男女平等をめざす基本条例施行 共働推進の基本指針 第1期障害者基本計画
平成18年度 (2006)	「美明」分譲はじまる 歩いてん道「浜辺コース」設置 玄界弁護士相談センターオープン	小・中学校2学期制完全実施 中1ギャップ対策講師配置はじまる 庄保育所民間委託 粕屋北部在宅医療ネットワーク設立	青少年育成プラン こども読書活動推進計画 第1期障害福祉計画
平成19年度 (2007)	千鳥児童センター「COSMOX」オープン 京田馬渡線一部開通 歩いてん道「舞の里コース」設置 障害者生活支援センター「咲」移転	人権センター「With」オープン 市制施行10周年記念イベント開催 古賀市うるわし(古賀市史)刊行 二市一町(福津市、古賀市、新宮町)合併の提言	国民保護計画 第3次行財政改革大綱 健康増進計画(ヘルスアッププラン)
平成20年度 (2008)	福岡女学院看護大学開校 JRししぶ駅オープン 歩いてん道「筵内コース」「千鳥コース」設置	乳幼児医療費助成年齢拡大(3歳まで一就学前まで) 特定健康診査対象年齢引き下げ(40歳以上→30歳以上) アダプトプログラムはじまる ふるさと応援寄附制度創設	スポーツ振興基本計画 地域福祉計画 地域防災計画(改訂版)
平成21年度 (2009)	歩いてん道「学園コース」設置 農村加工所「まんま実～や」オープン 市役所庁舎太陽光パネル設置	給食センター調理業務民間委託 小1不登校対策学級補助員配置はじまる プレミアム商品券発行 認知症サポーター養成はじまる 古賀高校名称変更、学科再編(古賀竟成館高校) 古賀葬祭場名称変更(北筑昇華苑)	文化芸術振興条例施行 都市計画マスタープラン 災害時要援護者避難支援プラン(全体計画) 第2期障害福祉計画
平成22年度 (2010)	みあけ史跡公園オープン 古賀中学校弓道場完工 市民活動支援センターオープン 牟田栗原線アートウォール制作 小野南部地区ほ場整備工事着手 花見小学校校庭芝生化モデル事業実施	学校図書司書嘱託化 プレミアム商品券発行 図書館管理システム更新(IC化) 新米さんいらっしやい事業はじまる	安全安心まちづくり条例施行 暴力団排除条例施行 第2期障害者基本計画 次世代育成支援後期行動計画

4. 古賀市の魅力

古賀市の個性を定着させ、さらに磨きをかけるため、古賀市の主な魅力を示します。

(1) 豊かな自然環境と誇れる歴史遺産

古賀市は西側から、玄界灘と白砂青松の美しい海岸線を誇る『うみ』、住宅や工場、商業など利便性の高い『まち』、のどかな田園風景が広がる『さと』、緑豊かな犬鳴山系が連なる『やま』で成り立っており、蛍が飛び交うきれいな清流も流れています。さらに、「古賀市 10 万本ふるさとの森づくり」による緑の環境づくりにも取り組んできました。

また、『日本書記』に書かれている「糟屋屯倉^{かすやのみやけ}」の有力な候補地となっている「鹿部田淵遺跡」や、大量の副葬品が出土した「馬渡・束ヶ浦遺跡^{うまわたり そくがうら}」「永浦古墳群^{ながうら}」など歴史をひも解く上で貴重な遺跡群や、全国的にも数が少ない寺院跡である「薬王寺廃寺^{やくおうじはい}」など貴重な歴史遺産が発掘されています。

(2) 大都市への近接性と高い交通利便性

古賀市は西日本の中核都市である福岡市と北九州市の間に位置しており、両市の大都市施設やサービスを手軽に利用できる恵まれた環境にあります。

また、南北に J R 鹿児島本線、国道 3 号、国道 495 号、主要地方道筑紫野・古賀線が並走しており、古賀駅をはじめ千鳥駅、ししぶ駅の J R 3 駅と、九州自動車道の古賀インターチェンジが位置するなど交通の要^{かなめ}となっています。近年では、東西を結ぶ市内道路網の整備や国道 3 号の 6 車線化、主要地方道筑紫野・古賀線の 4 車線化、流交^{ながれ}交差点の立体化などにより市内や近隣都市への交通利便性も向上しています。

(3) 強い工業力

古賀市は計画的な工業団地の整備と企業誘致によって、全国シェア上位を占める企業や世界的に卓越した技術力を持つ企業、ブランド力の高い企業など、有名・優良な企業が多数立地しています。それら企業の立地により、1,988 億円※4 と県下 9 位の製造品出荷額を誇っています。また、多業種の企業が立地していることから、単一企業や同一業種の盛衰による市財政への影響が緩和されています。

強い工業力は、市財政の強い支えになっているとともに、雇用面でも従業員数 8,440 人※5 と県下 6 位であり、古賀市は職（勤務地）と住（居住地）が近接したまちとなっています。

また、それら企業はまちの清掃活動や地域イベントへの参加・協賛などの地域貢献活動にも盛んに取り組み、まちづくりのさまざまな場面で活躍しています。

※4 平成 21 年福岡県工業統計調査「製造品出荷額等」。

※5 〃 「従業者数」。

(4) 充実した教育と子育て環境

古賀市は、小学校低学年の 35 人以下学級の編成や学校 2 学期制の導入、小 1 プロブレム・中 1 ギャップの対策、いじめや不登校に対応する「心の教室相談員」の配置、豊かな心を育む人権教育など、他自治体に先駆けて児童生徒が心にゆとりを持って学べる環境づくりに取り組んでいます。

さらに、すべての児童生徒の学力保障を図る「学習支援アシスタント」の配置や、中学校部活動の充実を図る外部講師の派遣にも取り組んでいます。

また、「古賀グリーンパーク」「千鳥ヶ池公園」「小野公園」といった大型公園や「鹿部山公園」「岳越山公園」「薬王寺水辺公園」などの自然と一体となった公園、気軽に行ける市街地内の公園を整備し、子どもがのびのびと遊べる空間づくりに力を入れています。

子どもの居場所づくりとして、「米多比児童館」やつどいの広場「でんでんむし」※6「コスモックス C O S M O X」の整備にも取り組みました。

その他、「青少年総合センター」の設置、「家庭児童相談室」などによる子育てに関する相談体制の強化や『待機児童ゼロ』を誇る保育所・学童保育所の整備により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでいます。

※6 子育て中の親子が気軽に利用でき、子育て情報交換や仲間づくりをする場。親子遊びや子育て相談などの事業も実施。

(5) 進んだ医療体制と健康づくり環境

古賀市は、粕屋保健医療圏の中核に位置づけられる福岡東医療センターをはじめ 80 の医療施設※7により、医療体制が充実しています。一方、平成 18(2006)年には救急病院、かかりつけ医、消防署、行政などが連携して高齢者の命を守る「粕屋北部在宅医療ネットワーク※8」が立ち上がるなど、地域医療体制の整備も進んでいます。

また、「健康講座」の開催や地域で健康づくりを推進するサポーターの育成、気軽にウォーキングができる「歩いてん道」の整備、障がい者※9も利用しやすく多様な設備を備えた「クロスパルこが」の建設に取り組み、子どもから高齢者、障がい者まで生涯を通じて健康づくりを行うことのできる環境の整備も推進しています。

平成 20(2008)年には、古賀市初の 4 年制大学である福岡女学院看護大学が開校し、学校・地域医療機関・行政が連携した健康づくりへの新たな取組も期待されます。

※7 平成 20 年医療施設動態調査（歯科診療所含む）。

※8 粕屋医師会、医療機関、消防署、自治体などが協力して、粕屋地域在住の在宅高齢者の医療情報などを同意のもと登録し、地域の二次病院と情報共有することで、一元的な医療・介護を支える医療ネットワークシステム。

※9 障害の「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権をより尊重すること、「差別感」「不快感」を持つ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重すること、また、障がいがあっても普通に暮らせる成熟した社会（ノーマライゼーション）の実現に向け、市民の意識醸成にもつながることから「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしている。ただし、法令や法令上の規定、固有名詞などは漢字で表記している。

(6) 活発な文化芸術・スポーツ活動

古賀市では、「リーパスプラザ」を中心にさまざまな場所で文化芸術活動が活発に行われています。「プロムナードコンサート」「第九の集い」や古賀市文化協会を中心に行われる「文化祭」「童謡まつり」「市民音楽祭」は、市民が文化芸術・音楽と親しむ恒例の行事となっています。さらに、「市民オーケストラ」「玄海古賀太鼓」「市民劇団」「古賀キッズプラス」「古賀市文化のまちづくりの会」など、市民主体の活動も盛んに行われています。

また、市役所での「一点美術館」などの市内公共施設のギャラリー化や「こども美術展」、歴史資料館によるさまざまな企画展など、身近に文化芸術と触れ合える環境づくりにも取り組んでいます。

その他、人口1人あたりの図書館蔵書数が福岡都市圏内で最多の市であり、地域文庫も多数あるなど充実した読書環境も備えています。

一方、古賀市ではさまざまなスポーツ活動や大会が古賀市体育協会と古賀市体育指導委員会を中心に活発に行われており、「市民駅伝競走大会」「成人式記念駅伝大会」は、多くの市民・企業チームが参加する古賀市伝統の大会となっています。また、ジュニアスポーツ団体の全国大会出場や青年・社会人団体の全国レベルの大会での活躍など競技スポーツが盛んな一方、グランドゴルフやフォークダンスなどの生涯スポーツも盛んに行われています。

また、公的施設として「クロスパルこが」やスケートパーク「ライブ・スケーツ古賀」、体育館、柔剣道場、弓道場、野球場、テニスコート、多目的グラウンド、ゲートボール場、県立馬術競技場があり、民間施設として「古賀ゴルフ・クラブ」やスイミングプールがあるなど、多種多様なスポーツが行える環境が整っています。

(7) 盛んな地域活動とNPO・ボランティア

古賀市では、ごみのリサイクル推進のための分別収集や公園・道路の草刈り・清掃などの環境美化活動、地域住民による消防団活動・自主防犯活動など、さまざまな活動が各地域で行われています。

近年では、民生委員や福祉会などによる高齢者の見守り・生きがいづくり・健康づくり活動が行われています。また、子どもの安全を守るため、地域住民による通学の見守りサポート活動なども盛んに行われています。

さらに、「夏祭り」「運動会」「文化祭」「なの花祭り」「野幸山幸おの さちやまさちのまつり」といった地域のイベントや「放ほうじょう生や会」「盆ぼんつな綱ひ引き」といった伝統行事により、地域のつながりを深めています。

また地域活動だけでなく、古賀市には以前から青少年の健全育成や障がい者への支援などを全市的に行うNPO※10・ボランティアも多く、日々盛んに活動しています。

※10 Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違い、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。

5. 時代の潮流・課題

時代の変化に的確に対応したまちづくりを行うため、時代の潮流と課題を示します。

(1) グローバル化の進展

近年では、交通手段や情報通信技術の発達により、さまざまな分野でのグローバル化が進展し、われわれの生活や社会全体に大きな変化をもたらしています。また、その変化はさらに加速し、複雑化しています。

文化・経済活動については、中国をはじめとする成長著しい東アジア諸国との交流が活発化しており、古賀市においても、市内に住む外国人の数は増加傾向にあります。

今後も進展するグローバル化に対応し、相互理解と交流を深め、多文化が共生するまちづくりが求められています。

(2) 環境保全意識の高まり

地球温暖化をはじめ、大気汚染や砂漠化といった地球規模での環境問題が世界的に広がる一方で、不法投棄や水質汚濁など身近な環境問題も発生しています。これらを背景にリサイクルなどのごみ減量や省エネルギー化といった環境保全に対する意識が高まっています。

このような中、古賀市においても市民・事業者・行政が一体となって、循環型社会を形成し、環境負荷の低減を図るなど、人と自然が未来にわたって共生できるまちづくりが求められています。

(3) 人口減少・少子高齢化の進行

わが国の人口は平成 22(2011)年をピークに減少に転じ、今後減少することが予測されています。また、少子高齢化の進行も予測されており、これらは今後、経済・教育・社会保障など社会全般にわたって大きな影響を及ぼすと懸念されています。

古賀市においては、人口は微増傾向にありますが、少子高齢化は急速に進行しており、平成 33(2021)年には高齢化率（65 歳以上）は 29%に上昇し、年少人口比率（15 歳未満）は 13%に低下することが予測されています。

このような中、若い世代の定着や高齢者の健康寿命の延長は、市の活力を維持するための喫緊の課題となっています。そのため、安心して子どもを産み健やかに育てることができ、高齢者が知識と経験を生かし、生涯現役で地域社会の担い手として活躍できるまちづくりが求められています。

(4) 中央集権から地域主権への移行

中央集権から地域主権への流れは強まり、地方自治は新たな段階に入ろうとしています。

地方自治体においては、自己決定権が拡大して独自のまちづくりを進めることが可能となる反面、自己責任で政策を実行していくことが求められ、その能力と成果を自

治体間で競い合う時代となっています。一方では、地域全体で発展していくための道州制導入や市町村合併、広域連携なども視野に入れた政策の立案と運営も求められています。

古賀市においても、まずは地域の実情や市民ニーズに的確に対応できる体制を確立し、未来に向けて持続可能な行財政基盤を堅持するとともに、将来を見据えた広域的なまちづくりが求められています。

(5) 共働のまちづくり

人口減少・少子高齢化の進行や中央集権から地域主権への移行などの大きな時代の変化を迎える中、行政サービスだけでは多様化する市民ニーズや地域の課題に対応することが困難になってきました。

このような中、古賀市においても、市民一人ひとりや地域、NPO、企業、学校など多様な主体がまちづくりの担い手として、お互いの役割や責任を自覚しながら、それぞれの特性を生かし、『共働』してまちづくりに取り組むことが求められています。

(6) まちの個性と魅力の創出・定着

福岡都市圏の人口は、平成 37(2025)年までは緩やかに増加傾向にあるものの、それ以降は減少に転じると予測されており、定住化促進に向けた都市間競争が激しくなっています。

また、まちづくりに特徴を持たせ、まちの個性と魅力を競い合う時代となっています。

豊かな自然環境や生活の利便性、就労の機会に恵まれている古賀市においても、定住化を促進するため、また市民憲章にも謳^{うた}われている『荣誉ある古賀市』とするためにも、さらに古賀市の個性と魅力に磨きをかけていくことが求められています。

(7) 安全・安心に対する関心の高まり

平成 23(2011)年に東日本を襲った「東日本大震災」などの地震や洪水による自然災害や新型感染症の発生、高齢者の交通事故増加、犯罪の凶悪化・低年齢化などにより、市民の安全・安心に対する関心は高まっています。

古賀市においても、平成 17(2005)年の「福岡県西方沖地震」や平成 21(2009)年の「新型インフルエンザ流行」を経験したことなどにより、有事への備えの必要性を痛感させられました。

また、高齢者の交通事故や暴力団への対応策も必要となっています。

今後、地域住民、企業、消防、警察、行政などが一体となり、災害時の避難体制や防災・防犯体制の充実、交通安全の推進に取り組むなど、安全で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

Ⅱ 基本構想<目指すべきまちの将来像> 平成 24 (2012) ～33 (2021) 年度

1. 都市イメージ
2. 体系図
3. 目標人口
4. 土地利用の方針

1. 都市イメージ

新たな時代に向けて、10年後の古賀市が目指す都市イメージを掲げます。

つながり にぎわう 快適安心都市 こが ～ 豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～

■ 人やモノが集い、活気にあふれ、にぎわうまち

地域経済を活性化するとともに、新たな魅力を創出し、人やモノが集積する拠点となり、活気とにぎわいにあふれるまちにします。

■ 自然と歴史・文化の魅力を未来へつなぎ、こころやすらぐまち

先人から受け継いだ豊かな自然や環境と、誇れる歴史や文化の魅力を守り育て、次世代に継承し、こころやすらぐまちにします。

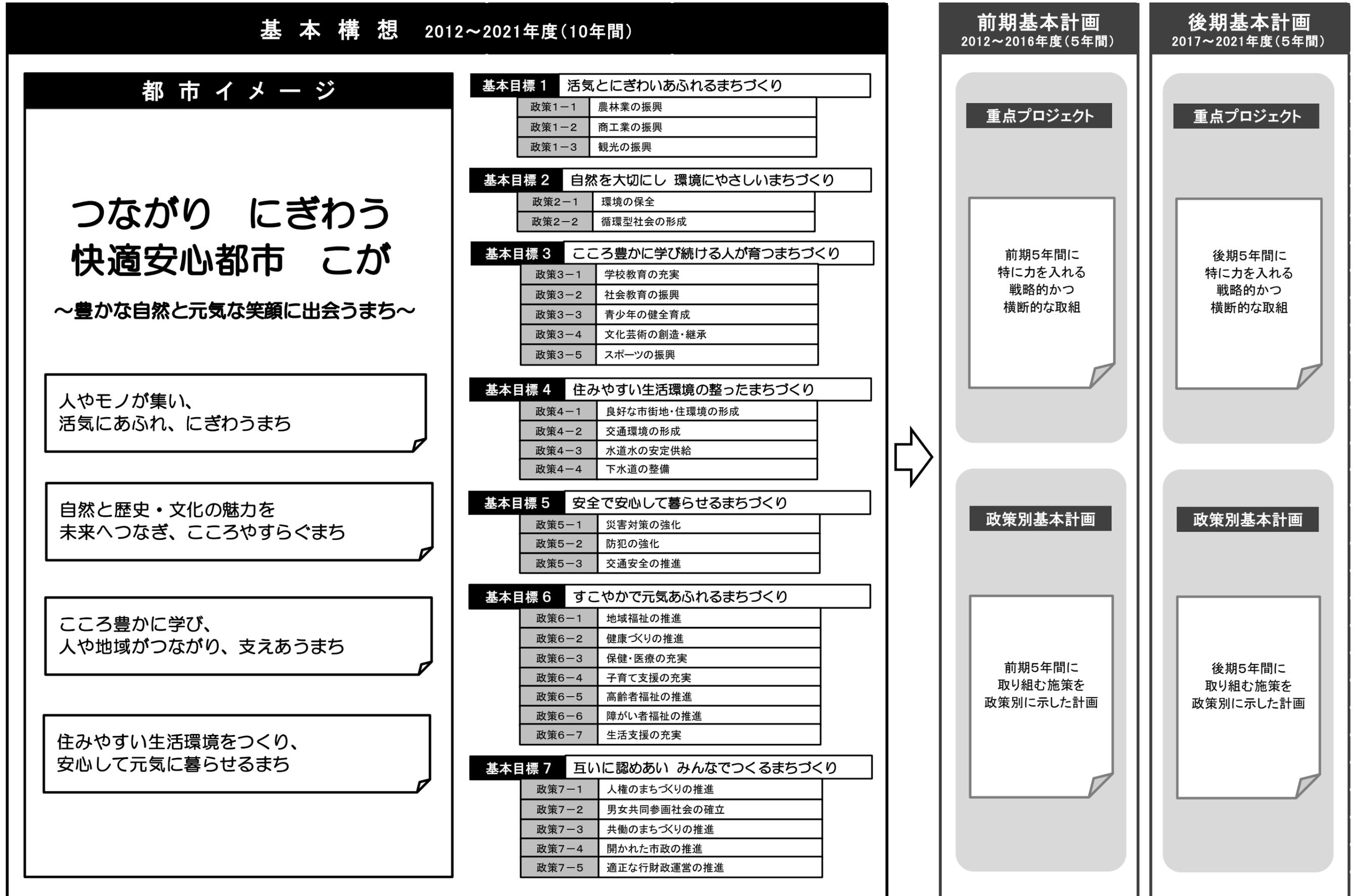
■ こころ豊かに学び、人や地域がつながり、支えあうまち

子どもから大人までこころ豊かに学びあい、互いの人権を大切にし、市民や地域、行政が共働して、男女が共にいきいきと暮らせるまちにします。

■ 住みやすい生活環境をつくり、安心して元気に暮らせるまち

生活環境や防災・防犯体制を充実するとともに、健康福祉を向上させ、笑顔があふれるまちにします。

2. 体系図



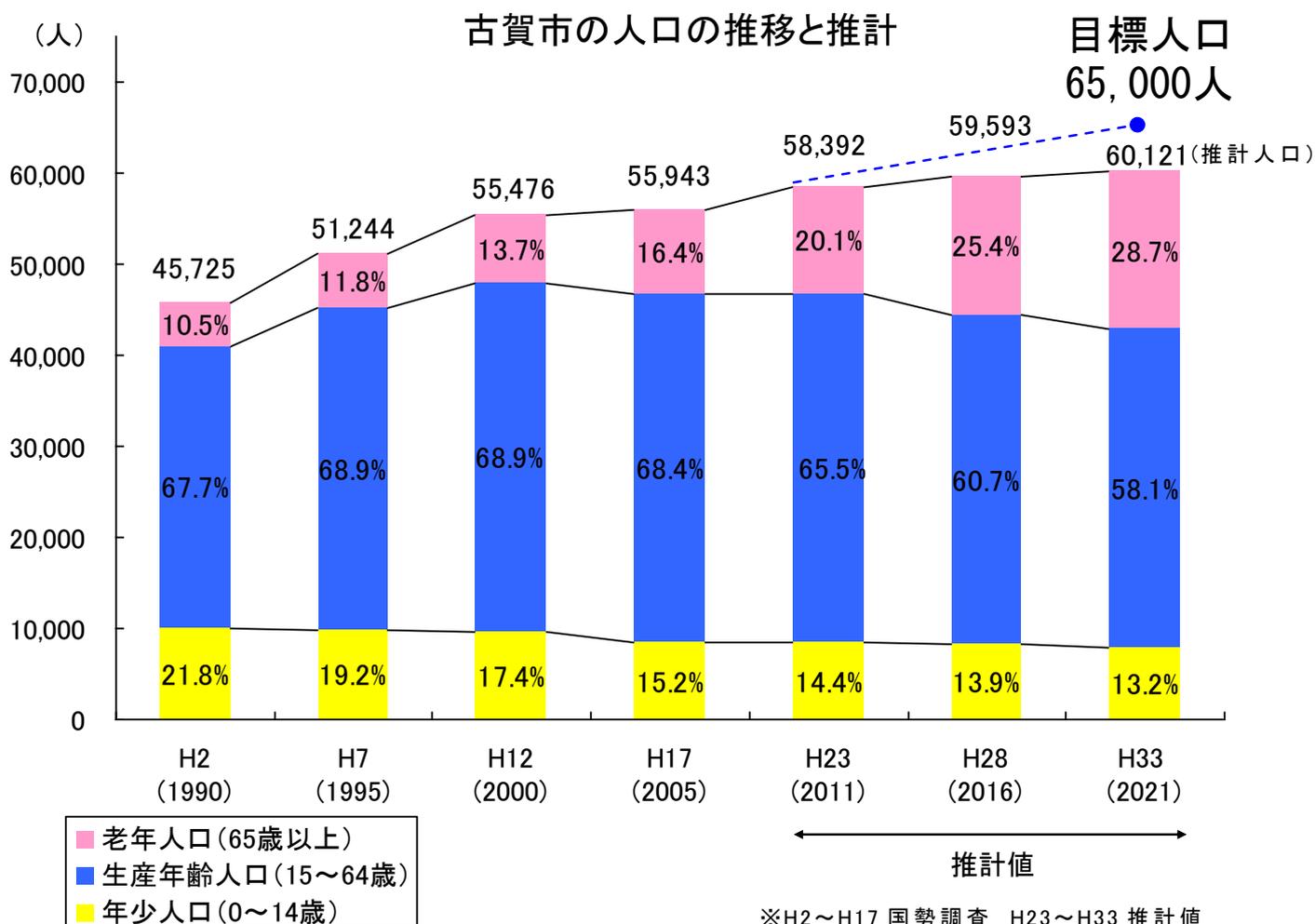
3. 目標人口

(財)九州経済調査協会が平成18(2006)年3月に公表した「九州・山口の将来人口推計」によると、古賀市が属する福岡都市圏は平成37(2025)年まで緩やかな人口増加が続くという推計結果が出ています。

古賀市においても、人口推計を行うと福岡都市圏と同様に緩やかな人口増加が続き、平成33(2021)年度には60,121人になると予測されます。

これらの状況や上下水道など処理供給施設の余力、新たな土地区画整理事業※1などの計画的な土地利用を勘案して、古賀市では10年後の平成33(2021)年度における目標人口を65,000人とし、福岡市近郊という立地条件や交通利便性を生かしたにぎわいと魅力あふれるまちづくりを推進します。

目標人口 65,000人 (平成33年度)



※1 未整備な市街地（または予定地）の道路・公園・上下水道などの公共施設整備と同時に宅地の区画の形状を整える事業。

4. 土地利用の方針

古賀市の自然環境や地理的条件を踏まえながら、土地利用の方針を掲げます。

(1) 良好な市街地の形成

地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な土地利用や低・未利用地の有効活用を図り、良好な市街地の形成を目指します。また、質の高い住宅用地の確保を図るとともに、市街地の形成が確実と見込まれる区域については、市街化区域※1への編入を図ります。

※1 都市計画区域（一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域）のうち、優先的かつ計画的に市街化を進める区域。

(2) 市街化調整区域におけるコミュニティの活性化

人口減少や少子高齢化などによりコミュニティの維持が困難になりつつある既存集落については、市街化調整区域※2の主旨を踏まえつつ、コミュニティの活性化を図るための土地利用施策を推進します。

※2 都市計画区域のうち、市街化を抑制し農地や緑地などの自然環境を保全する区域。この区域では、建築や開発行為は原則として抑制される。

(3) 都市計画区域外における適時、適切な土地利用の規制

計画性に乏しい開発や住宅地・工場などとの用途の混在が今後進行しないように、開発動向や関連法令、地域の実情などを踏まえながら、適時、適切な土地利用規制を図ります。その効果を踏まえ、都市計画区域への編入については再検討し、適切な土地利用となるよう取り組みます。

(4) 交通の利便性などを生かした土地利用の実現

古賀インターチェンジ周辺や国道3号、主要地方道筑紫野・古賀線などの幹線道路沿線、現工業団地周辺においては、交通の利便性や立地条件を生かした商工業・流通系の産業が立地できるように、適切な土地利用転換を図ります。

(5) 豊かな自然環境との共生

大都市近郊にありながら豊かな自然環境を有する特性を生かし、海岸、河川、森林、農地、ため池などを適切に保全・整備し、次世代へ継承していきます。

(6) JR3駅を拠点とした“歩いて暮らせるまちづくり”の推進

都市機能の充実や市民が安全で安心して暮らせる生活環境の形成、美しい景観への配慮などにより、都市としての質と魅力を高めるとともに、JR駅周辺の整備や利便性の向上などにより駅前での活性化を図りながら、JR駅を拠点とした“歩いて暮らせるまちづくり”を進めます。

Ⅲ 前期基本計画

平成 24（2012）～28（2016）年度

1. 重点プロジェクト

2. 政策別基本計画

- | | |
|--------|----------------------|
| 基本目標 1 | 活気とにぎわいあふれるまちづくり |
| 基本目標 2 | 自然を大切にし 環境にやさしいまちづくり |
| 基本目標 3 | こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり |
| 基本目標 4 | 住みやすい生活環境の整ったまちづくり |
| 基本目標 5 | 安全で安心して暮らせるまちづくり |
| 基本目標 6 | すこやかで元気あふれるまちづくり |
| 基本目標 7 | 互いに認めあい みんなでつくるまちづくり |

1. 重点プロジェクト

前期基本計画期間である平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度の 5 年間に、特に力を入れる戦略的かつ横断的な取組を『重点プロジェクト』と位置づけ、積極的に推進します。

地域経済活性化プロジェクト

地域産業の活性化や企業誘致に取り組み、地域経済がにぎわい、活気にあふれるまちづくりを推進します。

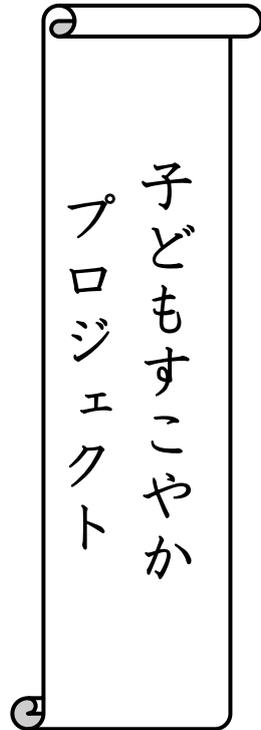
■ 重点プロジェクト推進施策

地域 経済 活性化 プロ ジ ェ ク ト	1 - 1	1. 農地の有効活用	⇒ P27
	1 - 1	3. 農業従事者の育成・支援	⇒ P27
	1 - 1	4. 農産物の生産・消費拡大	⇒ P27
	1 - 2	1. 商工業の活性化	⇒ P29
	1 - 2	2. 企業誘致の促進	⇒ P29
	1 - 3	1. 観光の活性化	⇒ P31

子どもすこやかプロジェクト

子育て支援や学校教育を充実するとともに、青少年を育む環境づくりに取り組み、子どもがすこやかに育つまちづくりを推進します。

■ 重点プロジェクト推進施策

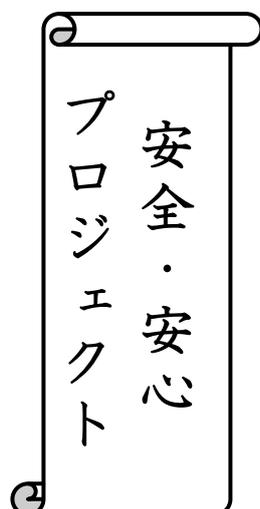


- | | | |
|-------|----------------|-------|
| 3 - 1 | 1. 学力・体力の向上 | ⇒ P39 |
| 3 - 1 | 2. 学習環境の充実 | ⇒ P39 |
| 3 - 1 | 3. 体験学習の充実 | ⇒ P39 |
| 3 - 3 | 1. 青少年を育む環境の充実 | ⇒ P43 |
| 6 - 3 | 1. 母子保健の推進 | ⇒ P65 |
| 6 - 4 | 1. 子育て環境の充実 | ⇒ P67 |
| 6 - 4 | 3. 保育サービスの充実 | ⇒ P67 |

安全・安心プロジェクト

防災体制の充実や新エネルギーの導入促進、人権のまちづくりに取り組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

■ 重点プロジェクト推進施策

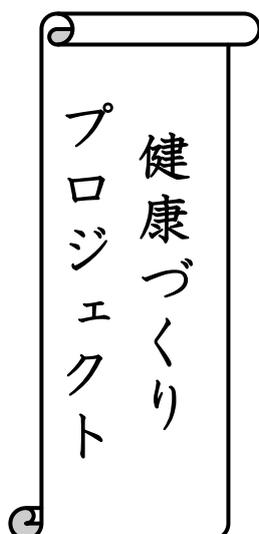


- | | | |
|-----|----------------|-------|
| 2-2 | 1. 環境負荷低減意識の向上 | ⇒ P35 |
| 2-2 | 4. 地球温暖化防止の推進 | ⇒ P35 |
| 5-1 | 1. 防災体制の充実 | ⇒ P57 |
| 5-1 | 2. 自然災害対策の強化 | ⇒ P58 |
| 7-1 | 2. 人権意識の向上 | ⇒ P77 |

健康づくりプロジェクト

健康意識の向上や健康づくりの環境の充実、介護予防に取り組み、健康で元気に暮らせるまちづくりを推進します。

■ 重点プロジェクト推進施策

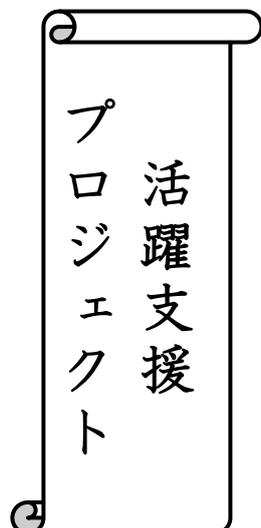


- | | | |
|-----|-----------------|-------|
| 3-1 | 5. 食育の推進 | ⇒ P40 |
| 6-2 | 1. 健康づくり環境の充実 | ⇒ P64 |
| 6-2 | 2. 健康意識の向上 | ⇒ P64 |
| 6-3 | 2. 疾病予防・早期発見の強化 | ⇒ P65 |
| 6-5 | 1. 介護予防の推進 | ⇒ P69 |

活躍支援プロジェクト

社会教育環境の充実や高齢者・障がい者の社会参加の支援に取り組み、みんながそれぞれの場で活躍できるまちづくりを推進します。

■ 重点プロジェクト推進施策

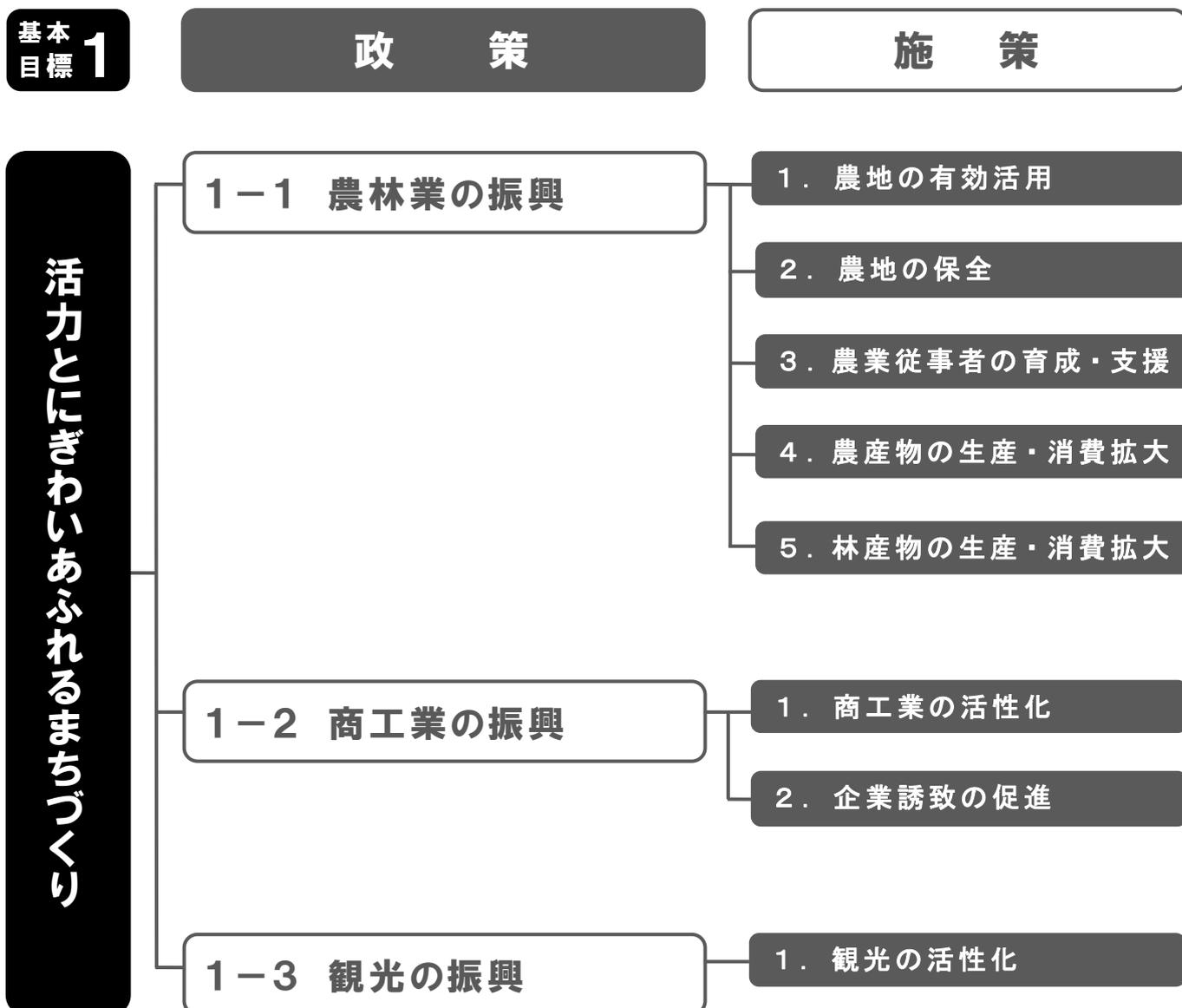


- | | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 3 - 2 | 1. 社会教育環境の充実 | ⇒ P41 |
| 3 - 4 | 1. 文化芸術環境の充実 | ⇒ P45 |
| 3 - 5 | 1. スポーツ環境の充実 | ⇒ P46 |
| 6 - 5 | 3. 社会参加・生きがいつくりの支援（高齢者） | ⇒ P69 |
| 6 - 6 | 2. 社会参加の支援（障がい者） | ⇒ P71 |

2. 政策別基本計画

基本目標 1

活気とにぎわいあふれるまちづくり



政策1-1 農林業の振興

■ 現状と課題

古賀市は、農業従事者の高齢化や後継者不足が進行する中、耕作放棄地※1や遊休農地※2が増加し、農地の持つ生産機能や環境保全などの多面的機能が低下しています。

このような中、農地の保全や耕作放棄地対策、担い手の育成などに取り組むとともに、農産物の生産・消費拡大に向け取り組むことが必要となっています。

また、林業従事者の高齢化や後継者不足も深刻な問題となっており、経営の支援につながる林道の維持管理や林産物の販売促進にも取り組むことが必要です。

■ 基本方針

- 耕作放棄地対策や農地の利用集積を図り、農地の有効活用と適正管理に努めるとともに、農業生産基盤の整備や担い手の育成・支援を行います。
- 消費者ニーズに沿った高付加価値農産物※3の研究や環境に配慮した安全・安心な農産物の生産を拡大するとともに、「地産地消」による地元農産物の消費拡大を推進します。
- 効率的な林業経営につながる林道の整備に努めるとともに、林産物の販売を促進します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 農地の有効活用

- (1) 農地を有効に活用するため、担い手農家や営農組織への農地の集約を図ります。
- (2) 農業の効率的な経営と生産性の向上を図るため、引き続き小野地区における「ほ場整備※4」を推進します。

2. 農地の保全

- (1) 水源かん養や災害防止などの農地の持つ多面的・公益的な機能を今後も生かすため、まとまりのある優良農地の保全と水路・ため池などの計画的な整備・維持管理を行います。
- (2) 古賀市農業委員会や農業関係団体などと連携し、農地の利用状況の把握に努め、耕作放棄地や遊休農地の適正管理を図り、農地の荒廃防止に取り組みます。

3. 農業従事者の育成・支援

- (1) 担い手の育成を図るため、認定農業者や新規就農者などに対し、引き続き支援します。
- (2) 女性農業者を担い手として育成するため、女性農業グループなどに対して、引き続き支援します。
- (3) 機械利用組合※5をはじめ集落営農組織※6や農業生産法人※7の組織化に向け支援します。

4. 農産物の生産・消費拡大

- (1) 粕屋農業協同組合や古賀市商工会などと連携して、付加価値の高い農産物と古賀ブランドの特産品開発に向けて研究します。
- (2) 自然環境と消費者の健康に配慮した安全・安心な農産物の生産を推進します。
- (3) 古賀市の魅力ある農産物の積極的なPRに取り組みます。
- (4) 地元農産物のコスモス館での販売や学校給食への導入など、「地産地消」による地元農産物の消費拡大を推進します。
- (5) 生産者と消費者との交流の推進や農業に対する理解が深まるよう、観光農園や市民農園などの開設を引き続き支援します。

5. 林産物の生産・消費拡大

- (1) 効率的な林業経営のため、林道・作業道の適切な整備・維持管理やきのこ類などの特用林産物※8の直販を促進します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
認定農業者数	56人（H21年度）	66人（H28年度）
市民農園数	3箇所（H21年度）	5箇所（H28年度）

- ※1 農林業センサス（国の統計調査）で定義されている「以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」のこと。
- ※2 農地法において定義されている「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」のこと。
- ※3 栽培方法の工夫や加工技術の開発などにより、収益性を高めた農産物。
- ※4 耕作しやすいように田の畦や用水路・排水路・農道などを一体的に面整備する土地改良事業。
- ※5 複数の農家が、農業用機械の共同購入・共同利用することで、戸別農家の設備投資経費を低減し経営安定・収益向上を図るための農業形態。
- ※6 農村の集落を単位として、農地の合理的利用、機械・施設の共同利用、共同作業を行って生産コストを下げ、また、専業農家、兼業農家、女性、高齢者の役割分担を明確にして意欲を高める農業形態。
- ※7 農地の所有権や賃借権が認められる農業法人。農地法に定める一定の要件を満たす農事組合法人、株式譲渡制限制度のある株式会社、合名会社、合資会社、合同会社の5種がある。
- ※8 普通の林産物である用材や薪炭材に対し、それ以外の林産物と呼ぶ総称。きのこ類や栗などの樹実類などがある。

政策1-2 商工業の振興

■ 現状と課題

古賀市は大消費地福岡市の近郊にあり、交通の利便性も高く集客の可能性が 있습니다。今後、この特性を十分生かし、商業を振興することが求められています。

また、JR古賀駅東側を含め中心拠点の活性化などにより、市内消費を高め、市外からの集客を図ることが求められています。

工業については、既存企業に加え昭和40年代から計画的に5つの工業団地を整備し企業誘致を進めたことなどにより、平成21(2009)年の製造品出荷額は県内9位であり、この強い工業力は古賀市の特色といえます。またこれらの企業は安定した税収と多くの雇用を生み出すとともに、さまざまな地域貢献活動に取り組んでおり、市の発展に大きく寄与してきました。

今後とも、この強い工業力をさらに生かしたまちづくりが求められています。

■ 基本方針

- 活気とにぎわいある中心拠点形成のため、JR古賀駅周辺などの活性化策を検討します。
- 地域経済の活性化を図るため、市内消費を喚起するとともに、市外からの集客を積極的に進めます。
- 古賀市の特色である強い工業力をアピールするとともに、この「ものづくり力」を生かしたまちづくりを推進します。
- 定住人口の増加や雇用創出、安定した税収確保のため、企業誘致に引き続き取り組みます。

■ 政策実現のための主な施策

1. 商工業の活性化

- (1) JR古賀駅周辺の商業の活性化策について検討します。
- (2) 「まつり古賀※1」や「食のまつり※2」をはじめ、「一店逸品運動※3」などさまざまなイベントを引き続き支援することにより、産業の活性化を図ります。
- (3) プレミアム商品券などを通して、市内消費を喚起するとともに、古賀サービスエリアやコスモス館などを活用し、市外からの集客を促進します。
- (4) 卓越した技術力や高いブランド力を持つ企業などを古賀市の誇りとしてPRするとともに、この「ものづくり力」を生かしたまちづくりを進めます。
- (5) 融資制度などを通して、企業の経営安定に向けて支援します。

2. 企業誘致の促進

- (1) 「玄望園」などの大規模未利用地や古賀インターチェンジ周辺、国道3号や主要地方道筑紫野・古賀線の沿道、現工業団地周辺について、商工業・流通系への土地利用転換を図ります。

- (2) JR 駅周辺や主要幹線道路沿いの一部に、商業・業務施設などの立地を促進します。
- (3) 高い交通利便性や大消費地近郊という古賀市の利点を生かし、流通系をはじめ、環境への負担が低く、省エネなど環境に配慮した企業や最先端技術を創造する研究施設などの誘致について研究します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
まつり古賀参加者数	37,000 人 (H21 年度)	42,000 人 (H28 年度)
食のまつり参加者数	3,000 人 (H21 年度)	7,000 人 (H28 年度)
工業団地数	5 (H21 年度)	6 (H28 年度)

- ※1 毎年 11 月に、市・商工会・粕屋農業協同組合の共催で行われる市で最も大きな秋まつり。市が誇る農産品や食料品の販売やダンス・演奏などのステージイベントも行われる。
- ※2 毎年 5 月に、古賀グリーンパークで開催されるまつり。市内食品企業・店舗の食品などの販売が行われる。
- ※3 市内食品企業・店舗の逸品を紹介するカタログの発行などを行う事業。

政策1-3 観光の振興

■ 現状と課題

古賀市には、玄界灘に面した白砂青松の美しい海岸線を誇る『うみ』や、里山や田園風景が広がる『さと』、緑豊かな犬鳴山系が連なる『やま』があります。その麓には薬王寺温泉があり、初夏にホテルが飛び交うきれいな清流も流れており、このような豊かな自然環境が古賀市の大きな魅力の一つとなっています。また、貴重な遺跡群や史跡などもあり、誇れる歴史遺産も古賀市の魅力の一つとなっています。

これらの豊かな自然環境や温泉、誇れる歴史遺産といった地域資源を生かした観光振興策が求められています。

■ 基本方針

- 自然、温泉、史跡、歴史、産業、伝統行事、食文化などの古賀市が有する資源を最大限活用した観光振興策を研究します。
- 近隣市町との広域的な連携を通して、観光の振興を図ります。

■ 政策実現のための主な施策

1. 観光の活性化

- (1) 周辺の公園なども含めて古賀市の観光拠点エリアとして、薬王寺温泉の活性化に取り組みます。
- (2) 誇りとなる史跡や歴史、伝統行事など有形無形の文化的資源に光をあて、観光資源として生かします。
- (3) 他の産業（農林業・商工業）との連携などにより、新たな観光振興策を探求します。
- (4) 「なの花祭り※1」などの地域主体の催しや、古賀市観光協会が行うイベントや取組を引き続き支援します。
- (5) 近隣市町が持つ観光資源をつなぎ、線的・面的な観光地となるよう、広域的な連携による観光振興を推進します。
- (6) 古賀市での観光を楽しんでもらうために、名所などへの誘導表示をわかりやすくするとともに、ホームページやパンフレットなどによるPRを強化します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
なの花祭り参加者数	4,000人（H21年度）	7,000人（H28年度）
薬王寺温泉集客数	88,689人（H21年度）	100,000人（H28年度）

※1 毎年3月に、筵内なの花の道で開催されるまつり。地元農産物やなの花アイスなどの販売が行われる。

基本目標 2

自然を大切にし 環境にやさしいまちづくり

基本目標 2

政 策

施 策

自然を大切にし
環境にやさしいまちづくり

2-1 環境の保全

- 1. 自然の保全・整備
- 2. 環境の保全・美化
- 3. 公害防止の強化

2-2 循環型社会の形成

- 1. 環境負荷低減意識の向上
- 2. ごみの減量
- 3. ごみの適正処理
- 4. 地球温暖化防止の推進

政策2-1 環境の保全

■ 現状と課題

古賀市では、不法投棄や野外焼却、空き地の草刈り、騒音などの身近な生活環境の中での問題が発生しています。

これらを背景に市民や事業者の環境保全意識は高まっており、古賀市ではさまざまな団体が環境保全に取り組み、多くの市民が地域の美化活動に参加しています。

環境問題の解決には、環境に関するモラルやマナーの向上が必要であり、今後も環境教育・学習を推進していくとともに、市民や地域、事業者などによる自主的な取組を支援・促進していくことが必要です。

また、木材価格の低迷などにより、伐採や手入れが行われなため起こる市内の森林の荒廃化は急速に進んでおり、災害防止機能・水源かん養機能などの多面的機能を発揮できる森林など自然の保全・整備も求められています。

■ 基本方針

- 市民、地域、事業者、行政が連携を図りながら、自然の保全やより良好な環境の創出に取り組みます。

■ 政策実現のための主な施策

1. 自然の保全・整備

- (1) 今後とも市民共通の財産である森林、海岸部、河川、里山、ため池などの豊かな自然を次世代へ継承していくため、地域住民やNPO・ボランティアなどとの連携も視野に入れ、適切に保全・整備します。
- (2) 森林が持つ水源かん養などの多面的機能を保全するため、「荒廃森林再生事業※1」などを実施するとともに、古賀市森林組合などに対し、引き続き支援します。

2. 環境の保全・美化

- (1) 市民、地域、事業者、行政が一体となり、不法投棄させない環境づくりを進めるとともに、モラルやマナー向上の啓発・指導を強化します。
- (2) まちの環境保全・美化に関して啓発や情報提供を行うとともに、市民や地域、事業者などが取り組む自発的な活動を支援・促進します。
- (3) 古賀市環境市民会議の活性化など市民、地域、事業者、行政が相互に連携し、環境保全に取り組めるよう、ネットワークづくりを推進します。

3. 公害防止の強化

- (1) 今後とも事業所と「公害防止協定※2」を締結するなど、公害の発生源対策を強化します。
- (2) 騒音・悪臭などの発生源調査や啓発・指導を引き続き行います。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
荒廃森林再生面積	21ha (H21年度)	120ha (H28年度)
環境市民会議構成員数	0人 (H21年度)	100人 (H28年度)

※1 平成 20 年度から導入された福岡県森林環境税を活用し、荒れた森林の整備や市民の森林を守り育てる気運を高めることを目的とした事業。

※2 事業所と市の間で結ぶ公害を防止するための協定。

政策2-2

循環型社会の形成

■ 現状と課題

地球規模での温暖化問題が深刻化する中、エネルギーの効率的な利用や、二酸化炭素の排出が少なく、地球に優しい新エネルギーの導入に対する必要性はさらに高まっています。

また一方で、資源を有効利用するため、4R※1に自主的に取り組むなど市民の環境負荷の低減意識は向上しています。

古賀市は、これまで環境に配慮したまちづくりを推進するため、環境自治体会議※2に参加し、環境政策に取り組む自治体間で交流し情報交換を行うとともに、市自ら率先して省エネルギーに取り組んできました。また、市民による分別収集や生ごみ堆肥化の啓発などによる家庭でのごみの減量を推進するとともに、事業者に対するごみの発生抑制や再資源化の啓発などに努めてきました。

その結果、近年では人口が微増する中、市全体のごみの排出量は減少傾向を示しています。今後も環境への負荷ができるだけ低減され、環境に配慮したまちづくりが推進されるよう、市民、地域、事業者、行政が一体となり、ごみの減量や地球温暖化防止などに取り組むことが必要です。

■ 基本方針

- 循環型社会の形成に向け、ごみの減量や地球温暖化防止に市民、地域、事業者、行政が一体となって取り組みます。

■ 政策実現のための主な施策

1. 環境負荷低減意識の向上

- (1) ごみ減量の基本となる正しい知識や分別方法、市民が自主的に取り組むことができる環境負荷の低減方法などについて、啓発や情報提供を行います。

2. ごみの減量

- (1) 市民・地域・事業者に対し、4Rの徹底を呼びかけるとともに、4Rを促進する取組を検討します。
- (2) リサイクル活動を促進するため、古紙類などの集団回収に対する奨励金制度を継続します。

3. ごみの適正処理

- (1) 先進事例を参考にしながら、今後の古賀市に適した廃棄物処理のあり方を総合的に調査研究します。

4. 地球温暖化防止の推進

- (1) 「古賀市役所環境保全実行計画※3」に基づき、行政自らが排出する温室効果ガスの削減に取り組めます。
- (2) 省エネルギーの推進とともに、太陽光をはじめとする新エネルギーの導入を促進す

るための取組を実施します。

■ 代表的な指標

指 標 名	現 況	目 標 値
1人1日当たりのごみ処理量※4	771 g (H21年度)	687 g (H28年度)

※1 ごみの減量のために行う取組を示す4つの語の頭文字をとった言葉。

- ・ R e f u s e (リフューズ)・・・ごみになるものは断る、買わない
- ・ R e d u c e (リデュース)・・・発生抑制
- ・ R e u s e (リユース)・・・再使用
- ・ R e c y c l e (リサイクル)・・・再生利用

※2 環境政策に熱心に取り組む自治体のネットワーク。

※3 古賀市役所が積極的に地球温暖化対策を推進するための具体的な実行計画。

※4 「ごみ排出量」から「資源化総量」などを差し引いた量。

基本目標 3

こころ豊かに 学び続ける人が育つまちづくり

基本目標 3

政 策

施 策

こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり

3-1 学校教育の充実

1. 学力・体力の向上
2. 学習環境の充実
3. 体験学習の充実
4. 特色のある学校づくりの推進
5. 食育の推進
6. 特別支援教育の推進
7. 学校施設の充実

3-2 社会教育の振興

1. 社会教育環境の充実
2. 図書館活動の推進
3. 家庭や地域の教育力向上
4. 国際交流の推進

3-3 青少年の健全育成

1. 青少年を育む環境の充実
2. 青少年問題対策の強化
3. 青少年健全育成活動の推進

3-4 文化芸術の創造・継承

1. 文化芸術環境の充実
2. 歴史・文化の継承

3-5 スポーツの振興

1. スポーツ環境の充実

政策3-1 学校教育の充実

■ 現状と課題

古賀市は、児童生徒の学力向上や学校不適應への対応など、きめ細かな学習指導・生徒指導を行うため、講師の配置や教員の指導力向上に取り組むとともに、特別支援教育※1も含めた相談・支援体制の構築を図ってきました。

近年では、児童生徒を取り巻く環境は急速に変化しており、児童生徒にはこれからの社会を支える意思と実践力が求められ、知識を活用できる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」といった『生きる力』の育成がますます必要となっています。

そのような中、児童生徒が確かな学力とこころ豊かな社会性を身につけることができるようにするため、児童生徒の思考力・判断力・表現力などの育成や学習意欲の向上、学習習慣の確立などを重視した新学習指導要領※2に対応することが今後の課題です。

また、各小中学校の耐震補強事業については平成 23(2011)年度で完了し、今後は老朽化した学校施設の改修などを継続して行うことも必要です。

■ 基本方針

- 時代の変化に対応し、未来をたくましく生きる児童生徒を育成する学校教育の充実を図ります。
- 確かな学力とこころ豊かな社会性を育むため、家庭や地域、企業など関係機関と連携・協力しながら特色ある学校づくりや、安心していきいき学べる環境の充実に努めます。

■ 政策実現のための主な施策

1. 学力・体力の向上

- (1) 学力・体力検査などの分析結果に基づく指導体制・指導方法の改善を推進します。
- (2) 『生きる力』を育むため、基礎・基本の学力の定着を図り、これを活用できる表現力の育成に努めます。
- (3) 学校教育や地域との連携を通じて体力の向上を図る方策を工夫し、実施します。

2. 学習環境の充実

- (1) 児童生徒一人ひとりに応じた学習指導を行うため、引き続き人的な配置を行います。
- (2) 教育相談体制を充実するため、心の教室相談員※3やスクールカウンセラー※4などを引き続き活用します。
- (3) 不登校の児童生徒の自立を促すため、適応指導教室※5を引き続き設置します。
- (4) 学校や地域の実情に即し、地域住民がボランティアとして学習支援や本の読み聞かせ、登下校パトロールなど、学校の教育活動をサポートする体制を拡充します。
- (5) 経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、高等学校などへの進学と自立を引き続き支援します。

3. 体験学習の充実

- (1) 地域や事業所などの協力を得て、中学生の勤労観・職業観を高めるキャリア教育を充実します。
- (2) ハローワークや事業所などの協力を得て、職業人講話やマナー講座などの体験学習を充実します。
- (3) 地域の自然や産業、人材を生かした体験活動を充実するとともに、社会奉仕活動などを取り入れた長期宿泊体験活動を推進します。

4. 特色のある学校づくりの推進

- (1) 学校やふるさと古賀への愛着と誇りを育てるため、学校ごとの「学校自慢」づくりを推進します。

5. 食育の推進

- (1) 地場産物の活用推進など、地域の産物や食文化についての理解や食の大切さを深めるための取組を関係機関と連携し、推進します。

6. 特別支援教育の推進

- (1) 発達障がいを含む障がいのある児童生徒をサポートするため、引き続き人的な配置を行います。
- (2) 個々の教育的ニーズに応じた、より適切な特別支援教育を推進します。

7. 学校施設の充実

- (1) 老朽化した学校施設・設備の更新を計画的に進めます。
- (2) 環境負荷の低減や自然との共生を考慮したエコスクール※6の実現に向けた学校施設の改修に努めます。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
不登校児童生徒割合	1.0% (H21年度)	0.8% (H28年度)

- ※1 発達障がいなど特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活上の困難を改善または克服するため、適切な指導・支援を行う教育。
- ※2 学校教育における基本方針・基本内容について、平成20年3月に文部科学省が示したものの。
- ※3 児童生徒が悩みを気軽に話すことで、ストレスを和らげる話し相手となる者。児童生徒のほか、要望に応じ保護者や教師を対象としたカウンセリングを行う。
- ※4 臨床心理に関する心の専門家として、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。
- ※5 不登校などの児童生徒に対し、教育相談をはじめ、体験活動や自主学習を通じて人間的成長と社会的自立を促す援助を行い、学校復帰を目指す施設。
- ※6 環境に配慮した学校施設の整備推進。具体的には太陽光発電の導入をはじめとして、エコ改修などを推進し、子ども達の「エネルギー環境教育」への生きた教材としても活用する。

政策3-2

社会教育の振興

■ 現状と課題

古賀市は、これまでリーパスプラザや図書館などを拠点として、市民の社会教育活動を支援するとともに、社会教育関係施設の有効活用や機能の充実に取り組んできました。

しかし、市民の自主的学習意欲はさらに高まっており、よりいっそう取組の充実が求められています。

また、核家族化・グローバル化などの社会情勢の変化により、家庭や地域の教育力の向上や多文化が共生するまちづくりの推進が求められています。

■ 基本方針

- 生涯学習推進の拠点であるリーパスプラザや図書館などの有効活用を図るとともに、市民の社会教育活動や国際交流を支援します。
- 家庭や地域における教育力の向上を目指して、学習機会を提供するとともに、団体や個々の連携を促進し、相互に学びあう環境づくりに努めます。

■ 政策実現のための主な施策

1. 社会教育環境の充実

- (1) 生涯学習推進拠点ゾーンとして、研修棟の建設を含めリーパスプラザ周辺の整備に着手し、運営について民間活力の導入を検討します。
- (2) 地域などで行う自主的な学習活動を引き続き支援します。

2. 図書館活動の推進

- (1) 利用者からの専門的な問い合わせに対応するため、レファレンス※1の充実を図ります。
- (2) 行政資料や郷土資料の収集とデータ作成を行うなど、ふるさと古賀の資料を、よりわかりやすく提供します。
- (3) 読書講座や研修会のいっそうの充実を通じて、市民の図書館利用の拡充を図り、読書活動の推進に努めます。

3. 家庭や地域の教育力向上

- (1) 保護者に対する講演会や家庭教育の支援者・推進者を養成する講座を引き続き開催するなど、家庭の教育力向上を図ります。
- (2) 地域の教育力を高めるための学習の機会を提供します。

4. 国際交流の推進

- (1) グローバル化に対応し、国際交流を深め相互理解を図るため、市民活動を引き続き支援します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
年間延べ貸出利用者数（図書館）	117,746人（H21年度）	125,000人（H28年度）

※1 情報を求めている利用者の質問に対して、回答となる情報そのものや回答の含まれる情報源を提示・提供する業務。

政策3-3 青少年の健全育成

■ 現状と課題

古賀市は青少年総合センターを拠点として、関係する団体・機関と連携しながら青少年の健全育成を図ってきました。

また、「通学合宿※1」などのさまざまな体験活動を実施するとともに、青少年に関する「悩み相談」や「声かけパトロール」による非行防止活動などにも取り組んできました。

しかしながら、核家族化や情報化の進展など青少年を取り巻く社会・生活環境の変化に伴い、青少年や保護者からの悩み相談は増加・多様化しており、それらに対応することが求められています。

そのため、今後もさまざまな青少年問題に対し、家庭や地域、学校など社会全体が一体となった取組を推進していく必要があります。

■ 基本方針

- 青少年の『生きる力』を育むとともに、青少年問題に対応するため、家庭や地域、学校など社会全体で共働して青少年の健全育成に取り組みます。

■ 政策実現のための主な施策

1. 青少年を育む環境の充実

- (1) P T Aや子ども会育成会など各種団体の指導者を対象とした研修会の開催など、地域で青少年の体験活動が実施できるよう引き続き支援します。
- (2) 青少年の健全育成に関する講演会を開催するなど、青少年育成市民会議やP T Aなど関連団体と連携を強化します。
- (3) アンビシャス広場※2や児童センターなど子どもの居場所づくりを充実します。

2. 青少年問題対策の強化

- (1) 青少年や保護者からの悩み相談やいじめなどの未然防止、青少年の精神的フォローのための相談体制を充実します。
- (2) 青少年の非行防止のため、少年指導員などによる「声かけパトロール」を引き続き行います。

3. 青少年健全育成活動の推進

- (1) 親子がふれあいながら参加できる機会の提供や親子のふれあいの重要性の啓発を行います。
- (2) 自主性や社会性、創造性、忍耐力の育成を目指し、さまざまな体験活動の充実を図ります。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
青少年健全育成大会来場者数	250人（H21年度）	400人（H28年度）
アンビシャス広場開設校区数	6校区（H21年度）	8校区（H28年度）

- ※1 子どもたちが宿泊先である公民館などから通学し、自宅を離れて集団生活をする中で、自炊などの生活体験や共同体験、遊び体験を行う事業。小学校区単位で地域のボランティアにより実施。
- ※2 小学校区単位で地域の有志や地域で組織する団体などで委員会を設置し、学校の余裕教室や地域の公民館などを利用して放課後や週末に、遊びやものづくりを行いながら子どもを見守り、子どもの居場所づくりを行う事業。

政策3-4

文化芸術の創造・継承

■ 現状と課題

古賀市は、これまで市役所での一点美術館など公共施設のギャラリー化を積極的に進めるとともに、古賀市文化協会などの各種団体と音楽・美術・舞台芸術など幅広い文化芸術の振興に取り組んできました。

現在も市民による文化活動は盛んですが、今後も古賀市の個性と魅力に磨きをかけるため、文化芸術をよりいっそう振興することが必要です。

また、古賀市には県や市の指定文化財をはじめ貴重な文化財が多数あり、それらを保存し市民の誇りとして未来に引き継ぐことも求められています。

■ 基本方針

- 地域の人材や資源を活用しながら文化芸術活動を振興します。
- 文化財と地域固有の歴史・伝統を将来にわたって保存し、次世代に継承します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 文化芸術環境の充実

- (1) 文化芸術の振興のため「古賀市文化芸術振興計画（仮称）※1」を策定します。
- (2) すべての市民が文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境を整備します。
- (3) 文化芸術活動への高い関心と豊かな創造性を持つ人材を育成します。

2. 歴史・文化の継承

- (1) 市民の財産として文化財を適切に保存するため、調査・指定を行います。
- (2) 文化財が市民に適切に公開・活用されるよう保管環境を整備し、活用方法を検討します。
- (3) ふるさと古賀の歴史・文化に親しむ機会を増やすため、各種普及事業の充実を図ります。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
市指定文化財数	9（H21年度）	15（H28年度）

※1 文化芸術の振興を図るための指針となる計画。

政策3-5 スポーツの振興

■ 現状と課題

古賀市は、“豊かな明日へ、学び、スポーツ、ボランティア”をスローガンに掲げ、古賀市体育協会や古賀市体育指導委員などと競技力の向上や生涯スポーツの普及に取り組んできました。

しかし、近年では生活習慣病や子どもの体力の低下などが課題になっており、気軽にスポーツに取り組むことができる環境づくりが求められています。

■ 基本方針

- 体を動かすきっかけとなるスポーツへの参加の機会をつくり、自立した生涯スポーツ社会の実現を目指します。

■ 政策実現のための主な施策

1. スポーツ環境の充実

- (1) 子どもの体力向上のため、スポーツ指導者の育成を図るとともに、体育協会などのスポーツ関連団体や学校、地域と連携します。
- (2) 『古賀市健康・スポーツの日』にさまざまなスポーツを紹介するなどスポーツ活動を推進し、成人のスポーツ実施率向上に取り組めます。
- (3) 気軽にスポーツを行うことのできる環境づくりのため、既存スポーツ施設の有効活用を図ります。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
古賀市健康・スポーツの日参加者数	0人（H21年度）	3,000人（H28年度）

基本目標 4

住みやすい 生活環境の整ったまちづくり

基本
目標 4

政 策

施 策

住みやすい生活環境の整ったまちづくり

4-1 良好な市街地・
住環境の形成

1. 良好な市街地の形成
2. コミュニティ活力の維持・回復
3. 住環境の保全
4. 公園の整備
5. 景観の形成

4-2 交通環境の形成

1. 道路網の整備
2. 移動手段の確保

4-3 水道水の安定供給

1. 水源の安定的確保
2. 水道施設の整備
3. 節水意識の向上

4-4 下水道の整備

1. 下水道施設の整備
2. 下水道事業会計の健全化

政策4-1

良好な市街地・住環境の形成

■ 現状と課題

古賀市では、花鶴丘地区・舞の里地区・美明地区などの土地区画整理事業による大規模な宅地開発が行われ良好な住環境が整備されてきました。今後も、良好な住環境づくりを推進していくため、新たな開発など、適切な土地利用への誘導を図っていくことが求められています。

また、人口減少・少子高齢化などにより、コミュニティ活力の低下が懸念される市街化調整区域の既存集落については、コミュニティ活力の維持や回復のための取組が求められています。

都市計画区域外の地域では、計画性に乏しい開発が進行した結果、住宅地・工場などとの用途の混在による住環境の悪化などの問題が発生しており、土地利用に対する適切な規制が求められています。

公園については、憩いの空間として市民の期待が高く、今後も整備や拡充が求められるとともに、適切な維持管理を図っていく必要があります。

さらに、美しい景観に対する市民の意識も高まりつつあることから、豊かで質の高い市民生活実現のため、景観にも配慮したまちづくりを推進していくことが求められています。

■ 基本方針

- 土地区画整理事業などにより、都市基盤が整備された魅力ある市街地を形成するとともに、「古賀市土地対策指導要綱※1」の適正な運用により、良好な市街地環境への誘導を行います。
- 地区計画制度※2 の活用や開発許可制度※3 の柔軟な運用により、市街化調整区域におけるコミュニティ活力の維持や回復に努めます。
- 都市計画区域外の地域については、都市計画区域への編入を延期し、開発動向や関連法令などを踏まえながら、適時、適切な土地利用規制を図ります。
- 市民の憩いの空間である公園の拡充や計画的な公園施設の整備により、良好な住環境の形成を目指します。
- 豊かで質の高い市民生活を実現するために、地域に愛着を持ち未来に誇れる景観に配慮したまちづくりを推進します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 良好な市街地の形成

- (1) 都市基盤が整備された良好な住宅地や商業地などの供給を図るため、高田地区の土地区画整理事業を支援します。
- (2) 高田地区の既存集落を含む区域と既存の市街化区域から国道3号までの市街化調整区域について、地区計画を指定し、市街化区域への編入に向けた準備を行います。
- (3) 土地利用が大きく変化し、用途地域の変更が必要になった地域については、地権者や利害関係者との話し合いを進め、適切な土地利用が図られるように努めます。
- (4) JR古賀駅周辺については、古賀市の玄関口として魅力ある地域となるよう土地利用を検討します。
- (5) 西鉄宮地岳線跡地については、用地取得を進め、有効活用を図ります。

2. コミュニティ活力の維持・回復

- (1) 昭和40年代に開発された住宅団地では、高齢化によるコミュニティ活力の低下や住宅の建て替えの進行が予想されることから、多様な世代が暮らせるような方策を検討します。
- (2) 人口減少・少子高齢化などにより、コミュニティ活力の低下が懸念される市街化調整区域については、コミュニティ活力の維持や回復のため、地域の実情を踏まえて、地区計画の活用による一定の優良な住宅の受け入れを検討します。
- (3) 「福岡県開発許可条例※4」に基づく集落活性化タイプ※5の要件に該当する既存集落では、コミュニティの活性化に資する新たな住宅の受け入れが可能となるよう、一定の条件が整った筈内区から順次、区域指定に向けた具体的取組を行います。

3. 住環境の保全

- (1) 秩序ある開発が行われるよう、関係法令との整合を図りながら「古賀市土地対策指導要綱」の適正な運用を引き続き行います。
- (2) 建築協定※6や地区計画など、地域の実情に応じたきめ細かなルールづくりを推進します。
- (3) 都市計画区域外の地域については、住宅地・工場などとの用途の混在が今後進行しないよう、良好な住環境の形成・保持に支障を生じさせる建築物などの建築を制限する手法を検討します。

4. 公園の整備

- (1) 市民の健康づくりや憩いの空間形成のため、地域のニーズにあった公園整備を図ります。
- (2) 市民が公園を安心して利用できるよう施設の安全点検・整備など適切な維持管理に努めます。
- (3) 地域の公園は、地域住民と行政の共働による美化を推進します。

5. 景観の形成

- (1) 「美しいまちづくりプラン（古賀市景観基本計画）※7」に基づき、地域の特性を踏まえながら、市民・事業者・行政が共働して、景観に配慮したまちづくりを推進します。
- (2) 路上などの違法広告物をボランティアで簡易除却できる古賀市路上等違反広告物追放推進団体を増やす啓発活動を行い、都市景観の維持に努めます。
- (3) 良好な景観形成をより効果的に推進するため、市民の意識の高まりや周辺自治体の動向を踏まえながら、景観法に基づく景観計画※8の策定などを検討します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
公園箇所数	153箇所（H21年度）	165箇所（H28年度）
路上等違反広告物追放推進団体登録数	0団体（H21年度）	8団体（H28年度）

※1 1,000㎡以上の土地利用や3区画以上の宅地開発などについて、事前に指導するための要綱。

※2 地区の課題や特徴を踏まえ、地区の将来像を見据えながら市民と市が連携し都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。

※3 都市計画区域内での開発行為や建築行為などについて一定の基準を設けて許可が必要なものとし、健全で秩序ある都市の形成を図る制度。

※4 「福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の略称。

※5 65歳以上の人口割合が27%以上または14歳以下の人口割合が13%以下で、かつ国勢調査で人口減少が見られるなどの要件に該当する市街化調整区域の行政区において、集落活性化を目的とし、上記の条例に基づき県知事が区域指定を行うことにより、一定の建築や開発を許容するもの。

※6 建物の用途や高さ、道路からの後退距離、屋根の形や色などのルールを、地権者などが合意して取り決める建築に関する協定。

※7 美しい景観づくりを進めていく上での基本的な指針となる計画。

※8 景観法に基づき、良好な景観の形成を図る区域を定め、その区域における景観形成の方針、届出行為、景観形成基準等を定める計画。

政策4-2

交通環境の形成

■ 現状と課題

古賀市は、福岡市と北九州市を結ぶ「南北」方向にJR鹿児島本線や国道3号、国道495号、主要地方道筑紫野・古賀線がほぼ並走しており、また、九州自動車道のインターチェンジを有するなど交通の要衝となっており、これら「南北」方向の主要道路と交差する「東西」方向の幹線道路の整備や、駅周辺などの交通結節機能の強化にこれまで取り組んできました。

今後も、「東西」方向の幹線道路の計画的整備に取り組むとともに、長期未着手の都市計画道路の必要性について検証する必要があります。

鉄道・バスなどの公共交通については、市民の身近な移動手段としてこれまで重要な役割を果たしてきました。しかしながら、近年、マイカーの普及などの影響によりその利用者は減少し、赤字路線からの撤退や減便などが行われており、古賀市では、赤字補填による路線バスの維持に取り組んできました。

今後、高齢化の進行による交通弱者の増加が見込まれる中、効果的な市民の移動手段の確保が求められています。

■ 基本方針

- 「南北」方向の道路・交通網を生かし、一体的な発展に寄与できるよう「東西」幹線道路を引き続き整備します。
- 誰もが安全で安心して利用できるよう、道路や橋の補修・補強を行うとともに、道幅の狭い生活道路を計画的に改善します。
- 交通弱者対策や利便性向上のため、地域の実情に即した持続可能な公共交通体系づくりに取り組みます。

■ 政策実現のための主な施策

1. 道路網の整備

- (1) 「南北」幹線道路と交差する「東西」幹線道路を引き続き整備します。
- (2) 慢性的な渋滞の緩和と広域交通に対応するため、国・県道の拡幅や車線増加などの早期整備に向けて、引き続き関係機関と連携し取り組みます。
- (3) 都市計画道路のうち長期未着手となっている路線は、社会経済情勢や都市構造の変化などを踏まえ、その必要性について検証します。
- (4) 道幅が狭い生活道路を改善するため、建物の新築や改築時に合わせたセットバック※1の支援や、既設側溝の改良を行います。

2. 移動手段の確保

- (1) 現バス路線を基本的に維持しつつ、通勤・通学や買い物、通院などの利便性向上のために必要な改善を図ります。
- (2) 地域で行う交通弱者に対する移動のサポート活動を引き続き支援します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
「東西」幹線道路の整備率（延長）	47.9%（H21年度）	55%（H28年度）
年間バス利用者数	249,738人（H21年度）	280,000人（H28年度）

※1 土地に接する道路の幅員が4mに満たない場合に、道路の中心から2m後退して建物を建築すること。

政策4-3

水道水の安定供給

■ 現状と課題

古賀市は、これまで水源の安定確保のため、水源かん養林※1の保全・整備の支援や「北九州市水道用水供給事業※2」による受水の準備に取り組むとともに、漏水防止のため、配水管の漏水調査の実施や漏水多発箇所の配水管の更新に取り組み、平成21(2009)年度には総人口の80.1%となる46,696人に給水しています。

今後は、水源かん養林の保全や計画的な給水区域の拡大、昭和40年代から50年代にかけての急激な給水人口の増加により布設した配水管の更新が課題となっています。

■ 基本方針

- 水道水の安定供給を図るため、水源の確保に努めるほか、老朽管の更新と計画的な給水区域の拡大を図ります。

■ 政策実現のための主な施策

1. 水源の安定的確保

- (1) 新たな水源を確保するため、「北九州市水道用水供給事業」を推進します。
- (2) 河川水や地下水を確保するため、水源かん養林の保全・整備を引き続き支援します。

2. 水道施設の整備

- (1) 衛生的な生活環境の構築のため、今後も計画的に給水区域の拡大を図ります。
- (2) 漏水などを未然に防ぐため、老朽配水管の更新を計画的に行います。

3. 節水意識の向上

- (1) 節水意識の向上のため、今後も「節水コマ」の無料配布を行うなどの啓発を行います。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
給水率※3	80.1% (H21年度)	86% (H28年度)

※1 雨を地下に浸透させ、河川に流れ込む水の量を適度に調節することで、大雨による洪水被害を緩和するなど川の流量を安定化する機能や水質を浄化する機能を持つ森林。

※2 古賀市を含めた3市1町において、不安定な自己水源や老朽化した浄水場の代替手段として、北部福岡緊急連絡管の維持用水を活用し、水道水を供給するための水道用水供給事業。

※3 水道水を供給している人口と総人口の比率。

政策4-4 下水道の整備

■ 現状と課題

古賀市の下水道は、公共下水道事業※1・農業集落排水事業※2・合併処理浄化槽※3 設置補助に取り組み、平成 21(2009)年度には、汚水処理水洗化率※4 は 88.2%となっています。

今後も引き続き水洗化を推進し、生活環境を改善することが求められています。

■ 基本方針

- 市民の生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、下水道施設の計画的な整備に取り組み、市全域の水洗化を図ります。

■ 政策実現のための主な施策

1. 下水道施設の整備

- (1) 地形や住居の立地状況や経済性を勘案しながら、公共下水道事業・農業集落排水事業の整備を計画的に推進します。
- (2) 汚水処理水洗化率向上のため、合併処理浄化槽設置補助に引き続き取り組みます。

2. 下水道事業会計の健全化

- (1) 下水道の企業会計導入の検討など、下水道事業会計の健全化に努めます。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
汚水処理水洗化率	88.2% (H21年度)	91.6% (H28年度)

※1 主に市街地における下水を排除し、処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有する事業。

※2 農業用水の水質保全や農村の生活環境の改善を図るため、し尿や生活排水を処理する施設を整備する事業。

※3 し尿と生活排水をあわせて処理できる浄化槽のことで、水質汚濁の主な原因となっている生活排水を処理するもの。

※4 公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽により汚水処理・水洗化されている人口と総人口の比率。

基本目標 5

安全で安心して暮らせるまちづくり

基本目標 5

政 策

施 策

安全で安心して暮らせるまちづくり

5-1 災害対策の強化

- 1. 防災体制の充実
- 2. 自然災害対策の強化
- 3. 国民保護体制の充実

5-2 防犯の強化

- 1. 防犯体制の充実
- 2. 暴力団対策の強化

5-3 交通安全の推進

- 1. 交通安全意識の向上
- 2. 交通安全施設の充実

政策5-1

災害対策の強化

■ 現状と課題

平成 23(2011)年に発生した「東日本大震災」により、国民の防災に対する意識は高まっています。福岡県では、平成 11(1999)年・平成 21(2009)年の水害や平成 17(2005)年の「福岡県西方沖地震」により甚大な被害を受け、古賀市内にも被害をもたらしました。

また、古賀市では毎年 20 件程度火災が発生しており、それらの火災の状況は住環境の変化などにより多様化・複雑化しています。

今後も防災のため、保安林※1の保全・育成や河川の浚渫※2などの自然災害対策の強化や自主防災組織の設立、消防団の活性化などの地域防災力の強化が求められています。さらに、「東日本大震災」を受け、被害想定の見直しや新たな避難場所の認定など、防災計画の見直しも課題となっています。

また、武力攻撃事態が発生した場合を想定し、国や県など関係機関と連携し的確で迅速な国民保護措置がとれるよう備える必要があります。

■ 基本方針

- 安全で安心して暮らせるまちを目指し、国、県、消防、警察、地域、学校、企業などと連携して、災害対策や国民保護に取り組みます。

■ 政策実現のための主な施策

1. 防災体制の充実

- (1) 「古賀市地域防災計画※3」を見直し、国・県・企業などの関係機関と連携しながら防災体制の充実を図ります。
- (2) 早期避難行動を可能にするため、「洪水・土砂災害ハザードマップ※4」「地震・津波ハザードマップ※5」を作成し、土砂災害防止法※6に基づく災害危険箇所や浸水想定区域の周知徹底を図ります。
- (3) 地震による建築物倒壊などの被害から市民を守るため「古賀市耐震改修促進計画※7」を策定し、公共建築物の耐震化に努めます。
- (4) 一時避難場所の確保や指定避難所などの増設を図るとともに、備蓄品を充実させます。
- (5) 防災行政無線の機能拡充や携帯端末機の利用など、情報伝達の多様化を図るとともに、地域への情報連絡体制を確立し、災害時の情報伝達力を強化します。
- (6) 地域の防災力向上を図るため、市内全域に自主防災組織の設立を推進し、地域の避難計画の策定や防災訓練の実施、避難・救助用機材の整備など、自主防災体制を強化します。
- (7) 「災害時要援護者支援プラン※8」に基づき、災害時要援護者への避難支援体制づくりを推進します。
- (8) さまざまな災害を想定した総合防災訓練を実施します。

(9) 古賀市消防団※9 を地域防災の要としてさらに活性化するため、団員確保を図るほか装備を充実します。

2. 自然災害対策の強化

(1) 河川の氾濫や土砂災害などの危険箇所について、県と連携し災害防止などに取り組みます。

(2) 防風保安林保護のため、松くい虫防除などによる保全・育成を引き続き行います。

3. 国民保護体制の充実

(1) 武力攻撃事態などが発生した場合を想定し、「古賀市国民保護計画※10」に基づき、市民や他機関と連携し、的確で迅速な国民保護措置がとれるよう備えます。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
自主防災組織数	0 団体 (H21 年度)	45 団体 (H28 年度)

※1 農林水産大臣または都道府県知事が指定する水源かん養や飛砂防備、風害防備などの公益目的のため伐採や開発に制限を加える森林。

※2 水底の土砂や岩石をさらうこと。

※3 災害対策基本法に基づき、市民の生命・身体・財産を守るための市における災害予防・災害応急対策・災害復旧などを定めた計画。「風水害等対策編」と「震災対策編」に分かれる。

※4 河川の氾濫による洪水と、大雨などによる土砂災害（がけ崩れ・土石流・地滑り）の被害範囲、被害程度を想定し、地図化したもの。災害発生時の的確・迅速な避難に利用できるよう、避難場所などの情報も図示される。

※5 地震時の揺れやすさや液状化現象の被害範囲と、津波による浸水の被害範囲、被害程度を想定し、地図化したもの。災害発生時の的確・迅速な避難に利用できるよう、避難場所などの情報も図示される。

※6 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の略称で、土砂災害（がけ崩れ・土石流・地滑り）から住民の生命を守るため、土砂災害の発生のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行う法律。

※7 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、福岡県や関係団体と連携し、既存建築物の耐震診断や耐震改修を促進することを目的として策定する計画。

※8 災害時に家族などの支援が受けられず自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの災害時要援護者の範囲、情報の共有など災害時要援護者対策の取扱い方針について定めた計画

※9 市を火災や災害から守る防災組織。日常は仕事を持ちながら、ボランティア精神と郷土愛で活躍する組織。

※10 「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」に基づき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実行するための計画。

政策5-2 防犯の強化

■ 現状と課題

古賀市では、平成 14(2002)年の 1,612 件をピークに犯罪発生件数は減少傾向にあります。

しかしながら、犯罪の凶悪化・低年齢化や県内で暴力団による発砲事件が発生するなど、未だ市民の安全で平穏な生活は脅かされ続けています。

これらに対応し、安全で安心して暮らせる市民生活を確保するため、防犯体制の充実や暴力団対策の強化が求められています。

■ 基本方針

- 安全で安心して暮らせるまちを目指し、国、県、警察、地域、学校、企業などと連携して、防犯体制の充実や暴力団対策の強化に取り組みます。

■ 政策実現のための主な施策

1. 防犯体制の充実

- (1) 地域の安全・安心を担う古賀市安全安心まちづくり推進協議会の活性化を図るとともに、地域の自主防犯団体に対し、犯罪情報や防犯知識に関する情報を提供するなど、活動に対する支援を行います。

2. 暴力団対策の強化

- (1) 暴力団の排除を推進するため、「古賀市暴力団排除条例※1」に基づき、市民などへ広報・啓発活動を実施するとともに、情報提供や必要な支援を行います。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
市内犯罪発生件数	828 件 (H21 年)	650 件 (H28 年)

※1 暴力団排除を推進し、市民生活の安全と社会経済活動の健全な発展を図るための条例。平成 22 年度に施行。

政策5-3 交通安全の推進

■ 現状と課題

古賀市の交通事故件数は平成 13(2001)年の 571 件をピークに減少傾向にありますが、近年、高齢者の事故は増加傾向にあります。また、福岡県内では海の中道大橋飲酒運転事故など多数の飲酒運転事故が発生しています。

交通事故・飲酒運転のないまちづくりを推進するため、市民の交通安全意識の向上や高齢者に対する交通安全施策の実施、飲酒運転撲滅への取組がよりいっそう求められています。

また、誰もが安心して道路を利用できるよう、歩道のバリアフリー化なども求められています。

■ 基本方針

- 交通事故・飲酒運転のないまちを目指して、関係団体と連携し、交通安全の推進に必要な施策に取り組みます。
- 誰もが安心して道路を利用できるよう、交通安全施設の充実や歩道のバリアフリー化を計画的に推進します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 交通安全意識の向上

(1) 交通事故のないまちづくりを進めるため、粕屋警察署や古賀市交通安全協会などの関係団体と連携し、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者を対象とした啓発を重点的に行います。

(2) 粕屋警察署などと連携しながら、飲酒運転撲滅に向けた啓発などの取組を行います。

2. 交通安全施設の充実

(1) 安全な道路にするため、交通安全施設の充実と歩道のバリアフリー化を計画的に進めます。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
市内交通事故発生件数	420 件 (H21 年)	380 件 (H28 年)

基本目標 6

すこやかで元気あふれるまちづくり

基本目標 6

政 策

施 策

すこやかで元気あふれるまちづくり

6-1 地域福祉の推進

1. 地域福祉意識の向上
2. 地域福祉活動の推進

6-2 健康づくりの推進

1. 健康づくり環境の充実
2. 健康意識の向上

6-3 保健・医療の充実

1. 母子保健の推進
2. 疾病予防・早期発見の強化
3. 地域医療の推進

6-4 子育て支援の充実

1. 子育て環境の充実
2. 幼児教育の充実
3. 保育サービスの充実
4. 要保護・要支援児童対策の強化
5. ひとり親家庭などへの自立支援の推進

6-5 高齢者福祉の推進

1. 介護予防の推進
2. 地域における生活支援の推進
3. 社会参加・生きがいづくりの支援

6-6 障がい者福祉の推進

1. 生活支援の推進
2. 社会参加の支援

6-7 生活支援の充実

1. 生活トラブル防止・解決の支援
2. 就労の支援
3. 自立支援の推進
4. 住宅確保の支援

政策6-1 地域福祉の推進

■ 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行などにより、共働きや一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯は増加しており、その傾向は今後も続くことが予想されています。

また、家族や地域でのつながりも希薄化してきており、公的な福祉サービスだけでは複雑・多様化するニーズに対応することが困難になってきています。

このような中、地域で助けあい、支えあう福祉の推進が求められています。

■ 基本方針

- 誰もが住み慣れた地域で助けあい、支えあいながらいきいきと暮らせるよう、地域福祉※1活動を推進します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 地域福祉意識の向上

- (1) 地域で助けあい、支えあう意識の高揚を図るため、出前講座や地域イベントなどで地域福祉の必要性を啓発します。

2. 地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉の担い手である古賀市社会福祉協議会と引き続き連携を図りながら、福祉会活動などの推進を図ります。
- (2) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域で子どもや高齢者などへ必要な援助や相談を行う民生委員・児童委員について、地域の実情を踏まえた段階的な増員や必要な支援を行うことにより、地域の見守り体制の充実を図ります。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
福祉会設置数	39 団体 (H21 年度)	41 団体 (H28 年度)

※1 地域におけるさまざまな福祉の問題に地域住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいくこと。社会福祉法において「地域住民などはその推進に努めること」とされている。

政策6-2 健康づくりの推進

■ 現状と課題

古賀市では、気軽にウォーキングができる環境づくりやイベントの開催をはじめ、地域で健康づくりを推進するサポーターの育成や、食を通じた健康づくりの普及など、市民の健康増進に取り組んできました。

今後とも生涯にわたって健やかに生活できるよう、地域や関係機関などと連携して、健康づくり活動の推進や“自分の健康は自分でつくる”という健康意識の向上に取り組む必要があります。

■ 基本方針

- 市民一人ひとりが気軽に健康づくりに取り組むことができるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、健康づくりを行う環境の充実や健康意識の向上を図ります。

■ 政策実現のための主な施策

1. 健康づくり環境の充実

- (1) 市民の健康づくりを支援するため、健康づくりの指導・助言などを行う「健康づくり推進員」を積極的に活用します。
- (2) 健康づくりの指導的役割を担う人材の育成を継続し、関係機関と連携しながら地域における健康づくりを推進します。
- (3) 「古賀市食育推進計画※1」を策定し、食生活改善に関わる市民団体などと連携を図りながら、食育の推進に取り組みます。
- (4) 気軽に健康づくりに取り組むことができるよう、ウォーキング事業の実施や地域における「歩いてん道」の活用など、ウォーキングを推奨します。

2. 健康意識の向上

- (1) 健康講座・出前講座を通し、健康づくりに関する正しい知識を普及・啓発します。
- (2) 粕屋医師会・福岡東医療センターなどの医療機関や福岡女学院看護大学、クロスパルこがと連携し、専門性を生かした健康づくりの啓発に取り組みます。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
ウォーキング関連事業参加者数	602人（H21年度）	1,400人（H28年度）

※1 食育を総合的かつ計画的に推進するため、食育基本法第18条に基づき市町村が作成する食育の推進に関する施策についての計画。

政策6-3

保健・医療の充実

■ 現状と課題

古賀市では、高血圧症や糖尿病といった生活習慣病の予防策として、特定健診※1や保健指導を実施するほか、疾病の早期発見・早期治療のため、がん検診などの健診事業を実施してきましたが、医療費全体に占める生活習慣病の割合は増加傾向にあり、よりいっそうの取組が求められています。

また、妊娠期から乳幼児期までの健診などによる母子保健事業は、子どもの健全育成や発達支援には不可欠であり、さらなる推進が必要となっています。

さらに、平成 21(2009)年には新型インフルエンザが大流行し、市民生活に多大な影響を及ぼしました。今後も新たな感染症の発生を想定して、予防などの啓発を引き続き推進していくことが求められています。

■ 基本方針

- すべての市民が生涯にわたって健やかに生活できるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、健診などの保健事業や地域医療を充実します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 母子保健の推進

- (1) 安心して出産を迎えられるよう、妊娠期からの健診や健康指導などを充実します。
- (2) 子どもの健やかな成長のため、乳幼児期における健診などを推進します。

2. 疾病予防・早期発見の強化

- (1) 医療保険者として、特定健診や保健指導を引き続き行い、特に慢性腎臓病の予防に取り組めます。
- (2) がん検診の受診率向上に向けた啓発などの取組を強化します。
- (3) 新型感染症に関する啓発や適切に対応できる体制づくりに取り組めます。
- (4) 各種予防接種の接種率向上に向けた取組を強化します。

3. 地域医療の推進

- (1) 医療機関などとの連携のもと、休日・夜間救急医療体制を維持するとともに、適正な受診を啓発します。
- (2) 粕屋医師会や関係医療機関を中心に、「粕屋地域在宅医療ネットワーク※2」を推進します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
高齢者インフルエンザ予防接種接種率	45% (H21年度)	60% (H28年度)
粕屋地域在宅医療ネットワーク市内登録者数	1,242人(H21年度)	2,600人(H28年度)

- ※1 医療保険者が、40～74歳の加入者を対象として、毎年度、計画的に実施する、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査。
- ※2 平成18(2006)年に「粕屋北部在宅医療ネットワーク(P11参照)」として立ち上がった医療ネットワークシステムで、平成23(2011)年から範囲を粕屋全域に広げたことに伴い、名称変更された。

政策6-4 子育て支援の充実

■ 現状と課題

古賀市では、核家族化が進行し共働きや孤立する家庭が増加する中、市民の多様なニーズに応えるため、保育所での延長保育※1・一時預かり※2・病後児保育※3などの保育サービスや保育所・学童保育所の待機児童ゼロなど子育て環境を充実させるための取組を展開してきました。

また、児童虐待防止のため古賀市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関とのネットワークを構築するとともに、一人ひとりの実情にあった保護や支援を行い、成長の過程で切れ目のない支援体制の構築を図ってきました。

今後も、家庭内での保育に対する支援など、多様化が予想される市民ニーズへの適切な対応が求められています。

■ 基本方針

- 子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てできるよう、児童の育成と子育て支援を充実します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 子育て環境の充実

- (1) 子育て支援を総合的・計画的に推進するための基本を定めた条例を制定します。
- (2) 保育所の再編を継続し、多様なニーズに適切に対応した子育て支援事業の実施に努めます。
- (3) 公式ホームページや「子育てBOOK※4」を充実させ、子育てに関する情報提供を行います。
- (4) 子育ての不安や悩みの解消と親子がふれあえる場や機会を提供するため、つどいの広場「でんでんむし」などにおける家庭支援を充実します。
- (5) 関係機関と連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
- (6) 子育て家庭の孤立を防ぐため、引き続き家庭訪問を行います。
- (7) 子育ての経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の公費負担に取り組みます。

2. 幼児教育の充実

- (1) 幼稚園・保育所・小学校の連携促進と教職員の研修支援などにより、幼児教育全体の質の向上を図ります。
- (2) 就園前の異年齢児とのふれあいの機会を増やすため、幼稚園や保育所の地域開放を促進します。
- (3) 幼児教育の充実を図るとともに、園児のいる家庭の負担軽減を図るため、幼稚園や保護者に対し引き続き支援します。

3. 保育サービスの充実

- (1) 多様な保育ニーズに対応するため、「一時預かり事業」「延長保育促進事業」「病後

児保育事業」を継続するとともに、「休日保育事業※5」などについて検討し、保育サービスの充実を図ります。

(2) 放課後の児童の安全確保や健全育成を図るため、学童保育を整備し、引き続き取り組みます。

4. 要保護・要支援児童対策の強化

(1) 行政、家庭、保育所、学校などの関係機関が連携し、児童虐待などの要保護・要支援児童の早期発見・早期対応に努めます。

(2) 児童虐待を未然に防ぐための啓発を強化します。

5. ひとり親家庭などへの自立支援の推進

(1) ひとり親家庭などに対する相談体制を充実させるとともに、就労や生活安定への経済的支援を行い、自立を促進します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
休日保育実施保育所数	0箇所(H21年度)	1箇所(H28年度)
家庭訪問件数(延べ件数)	174件(H21年度)	600件(H28年度)

※1 通常の保育時間を超えて子どもを保育する事業。市内幼稚園においても、同様の事業が実施されている。

※2 保護者の育児疲れの解消、短時間労働や病気などの理由により、家庭での保育が一時的に困難な場合、保育所において子どもを保育する事業。

※3 病気回復期の子どもを家庭で保育できない場合、医師の診断書に基づき一時的に子どもを保育する事業。

※4 市で発行している「子育て支援」情報冊子。平成19(2007)年度に初版を発行。2年に1回改訂。

※5 日祝日に就業などにより家庭での保育が困難となる保護者に代わり、子どもを保育する事業。

政策6-5 高齢者福祉の推進

■ 現状と課題

平成2(1990)年に約4千人であった古賀市の高齢者数は、平成20(2008)年に1万人を超え、平成21(2009)年には市全体の高齢化率が17.9%になるとともに、高齢化率が40%を超える行政区も現れてきました。さらに、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎える平成27(2015)年以降には、高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加などが予想され、高齢者を取り巻く社会環境は急速に変化していきます。

これまで古賀市では、在宅生活支援や地域における介護予防活動の支援、相談体制の強化を図ってきました。

今後は、効果的な介護予防の取組や関係機関と地域の連携を強化し、住み慣れた地域で生涯健康に生活し続けることができるよう、総合的な支援を行うことが課題です。

■ 基本方針

- “いつも健康 いつでも安心 だれもがいきいき”を合い言葉に、誰もが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生涯を送ることができるよう、地域全体で支えあうための支援体制や介護予防の取組を推進します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 介護予防の推進

- (1) 生涯健康で過ごせるよう、すべての高齢者を対象に疾病の予防や効果的な介護予防に取り組みます。
- (2) 生活機能の低下を予防するため、「チェックリスト※1」の活用により、介護予防を推進します。

2. 地域における生活支援の推進

- (1) 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域福祉の推進を図りながら、地域包括支援センター※2を中心に保健、医療、介護、福祉分野のさまざまな社会資源と連携し、相談機能や支援体制を充実します。
- (2) 成年後見制度や虐待防止など、高齢者の権利擁護に取り組みます。
- (3) 認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を地域で支援するため、「認知症サポーター」の養成を推進します。
- (4) 一人暮らし高齢者を地域でサポートするため、関係機関や地域との連携による支援体制を強化します。

3. 社会参加・生きがいづくりの支援

- (1) 生涯現役社会実現に向け、高齢者が積極的に社会参加できるよう、古賀市シルバー人材センターへの支援など、長年培った知識・技術・経験を就労や地域活動に生かせる場づくりや生きがいづくりを引き続き支援します。
- (2) 「ゆい」「りん」「しゃんしゃん」「えんがわくらぶ」※3の活用など、高齢者の健康

づくりや仲間づくりを引き続き支援します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
認知症サポーター養成数（累積数）	1,040人（H21年度）	3,500人（H28年度）

- ※1 65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定を受けている人を除く）を対象として、現在の健康状態や日常生活の動作をチェックして要介護状態をもたらす原因を早期に発見するためのリスト。
- ※2 高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担う機関（愛称「寄って館」）。
- ※3 ものづくりや園芸などの趣味活動や世代間交流などを通じて、心身機能の低下を防ぐとともに、健康づくり、新たな仲間づくりを支援する古賀市の4つの介護予防拠点施設。

政策6-6

障がい者福祉の推進

■ 現状と課題

障がい者への福祉サービスは、「措置」から一人ひとりのライフスタイルに応じた「支援」へと変わり、官民共働による地域全体の支援力の向上がこれまで以上に求められるようになりました。

また、古賀市の障害者手帳所持者は増加傾向にあるとともに、障がい者のニーズは多様化しており、自立支援に向けたきめ細やかな対応が必要となっています。

このような中、多様なニーズに対応できるサービスの提供体制の確立と、障がい者やその家族が悩みを抱え込まず暮らせる地域づくりが求められています。

古賀市では、障害者生活支援センター「咲」※1を設置し、福祉サービスをはじめさまざまな支援につなぐ窓口として機能させてきましたが、今後はさらに地域全体で障がい者の課題解決に取り組んでいくことが必要です。

■ 基本方針

- 福祉サービスの提供体制や相談支援体制を充実させるとともに、地域などと共働で障がい者の課題解決に取り組む体制づくりを目指します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 生活支援の推進

- (1) 事業所や地域などの関係機関と連携し、障がい者の生活支援を行うネットワークの構築に取り組みます。
- (2) 障がい児の教育を充実させるため、進学などの度に情報が途切れることがないように、支援体制を強化します。
- (3) 障害者生活支援センター「咲」を中核とした身近な相談支援体制と情報提供体制を充実します。

2. 社会参加の支援

- (1) 障がい者の就労を促進するため、古賀市無料職業紹介所※2 や障害者就業・生活支援センター「ちどり」※3などと連携し、支援体制を強化します。
- (2) お互いが関心を持ち理解しあうため、情報交換や学習会の開催など継続的な啓発活動を行います。
- (3) 社会参加しやすい環境を整備するため、公共施設のバリアフリー化に取り組むなど障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
福津市・古賀市・新宮町障害者地域支援ネットワーク協議会構成機関（団体）数	39 団体（H21 年度）	50 団体（H28 年度）
障がい者職場体験実習件数	10 件（H21 年度）	20 件（H28 年度）

- ※1 障がい者などが自立した日常生活を営むことのできる地域社会を実現するための施設。平成 17 年度に設置。
- ※2 市役所内に設置された市民が就職情報の閲覧や就労相談などを気軽に行うことができる就労支援の場。
- ※3 障がい者の雇用の促進と就業の安定を図るため、就業面と生活面を一体的に支援することを目的とした施設。

政策6-7 生活支援の充実

■ 現状と課題

近年の経済情勢の影響から、全国的な失業者の増加や有効求人倍率の低迷、就職率の低下など、雇用情勢は極めて厳しい状況にあり、古賀市においてもその状況は同様です。

また、このことが生活保護に関する相談・申請件数を増加させている大きな要因となっています。

このような中、古賀市では市民の就労支援のため、平成 17(2005)年に古賀市無料職業紹介所を開設し、平成 21(2009)年度末までに 1,213 人の就労を実現しました。

また、増加する消費生活に関するトラブルに対応するため、平成 15(2003)年に古賀市消費生活相談窓口※1を設置し、消費生活トラブルの防止や解決の支援を行ってきました。

今後も引き続き就労支援や消費生活トラブルの防止・解決の支援を行うなど、市民が安心して生活を営むための多岐にわたる相談体制の充実が求められています。

また、平成 20(2008)年の空き家数が 1,840 戸と推計される状況などもあり、年齢や家族構成に適した住宅に住めるよう住み替えの支援が求められるとともに、低所得者向け住宅としての市営住宅の適切な維持・管理も課題となっています。

■ 基本方針

- 生活トラブルや就労などの相談体制の充実や住宅確保の円滑化に努めるなど、生活の安定に向けた支援に取り組みます。

■ 政策実現のための主な施策

1. 生活トラブル防止・解決の支援

- (1) 玄界弁護士相談センター※2において、市民が無料で法律相談できるよう引き続き支援します。
- (2) 消費生活トラブルの防止・解決の支援を行うため、古賀市消費生活相談窓口の充実に図ります。

2. 就労の支援

- (1) 多くの求職者の就労を可能にするため、古賀市無料職業紹介所を継続し、就職の情報提供や指導、あっ旋、求人企業の新規開拓などを推進します。
- (2) 就労に結びつくための技能・知識修得などの研修を引き続き行います。

3. 自立支援の推進

- (1) 生活困窮者に対するきめ細かい相談・助言・援助を行うため、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携の強化を図ります。

4. 住宅確保の支援

- (1) 低所得者向け住宅として、市営住宅の適切な維持・管理に努めるとともに、高齢者や障がい者にとっても生活しやすいよう、バリアフリーに配慮した整備に取り組みます。

(2) 年齢や家族構成に適した住宅に住めるよう、住み替えの円滑化に取り組みます。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
無料職業相談所あつ旋による就職者数	313人（H21年度）	450人（H28年度）

※1 消費生活専門相談員が市民からの相談に応じ、消費生活問題の解決支援を行う窓口。

※2 市が福岡県弁護士会に委託して市民の無料法律相談を行う施設。

基本目標 7

互いに認めあい みんなで作るまちづくり

基本目標 7

政 策

施 策

互いに認めあい
みんなで作るまちづくり

7-1 人権のまちづくりの推進

- 1. 人権のまちづくり環境の充実
- 2. 人権意識の向上
- 3. 人権侵害の救済

7-2 男女共同参画社会の確立

- 1. 男女共同参画意識の向上
- 2. 男女共同参画の推進

7-3 共働のまちづくりの推進

- 1. 市民参画の推進
- 2. 校区コミュニティ活動の推進
- 3. 市民活動の支援

7-4 開かれた市政の推進

- 1. 情報公開の充実
- 2. 個人情報保護の強化
- 3. 広報の充実
- 4. 広聴の充実

7-5 適正な行財政運営の推進

- 1. 健全財政の推進
- 2. 行政機能の向上
- 3. 職員の資質向上
- 4. 県・国・周辺自治体との連携強化
- 5. 市民サービスの向上
- 6. 定住化の促進

政策7-1 人権のまちづくりの推進

■ 現状と課題

古賀市はこれまで、“全ての市民が共に生き、共に支えあう人権尊重都市”を目指して、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などさまざまな人権問題の解決や人権教育・啓発に取り組んできました。

しかし、今日に至っても、さまざまな解決すべき人権問題が多く残され、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題も発生しています。

今後は、これまでの取組の成果や市民意識調査の結果を生かしながら、市民と行政が一体となり、あらゆる人権問題の解決に向け、人権教育・啓発や人権侵害の救済に引き続き取り組むことが求められています。

また、学校教育においても教育活動全体を通して、あらゆる人権問題に対する正しい知識と人権を尊重する心を育む教育の推進が求められています。

■ 基本方針

○「古賀市人権施策基本指針※1」に基づき、総合行政として人権センターや隣保館を中心に市民、企業・事業者、学校など関係機関と共働し、市全体で人権意識の向上や人権侵害の救済などに積極的に取り組み、人権のまちづくりを推進します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 人権のまちづくり環境の充実

- (1) すべての施策において市民意識調査の結果に基づき、企画から実施に至るまで人権尊重の視点に立ち、人権のまちづくりの推進に取り組めます。
- (2) 人権施策の取組を通じ、古賀市人権尊重推進委員会や古賀市社会「同和」教育推進協議会など関係団体とのネットワークの充実を図ります。

2. 人権意識の向上

- (1) 学校長を中心に教職員が一体となって組織的・計画的に人権教育を進めるとともに、教職員が人権の理念に対する認識と人権感覚を高め、児童生徒の自尊感情を高める環境づくりに取り組めます。
- (2) 社会教育関係団体などへの人権教育研修会を行うとともに、市民が参加する講座などにおいて人権啓発を推進します。
- (3) 古賀市企業内「同和」問題研修推進員会議と連携しながら、企業が継続的・計画的な人権研修を行えるよう支援を行います。
- (4) 地域の実情に即した多様な啓発内容づくりを行い、市民相互の交流の場の充実など、行政と市民とが共働で人権教育・啓発を推進します。
- (5) 市民の指導者育成を図るとともに、人権教育・啓発に取り組む団体の支援に努めます。

3. 人権侵害の救済

(1) 相談窓口の充実・周知を図るとともに、法務局などの関係機関と連携を強化し、積極的に人権侵害の救済を図ります。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
市民団体など対象の人権教育・啓発研修回数	19回（H21年度）	24回（H28年度）
市民対象の人権教育・啓発事業参加者数	3,527人（H21年度）	4,000人（H28年度）

※1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、基本的人権の尊重や市民の権利を確立するための指針。

政策7-2 男女共同参画社会の確立

■ 現状と課題

古賀市はこれまで男女共同参画社会の確立に向けて、「古賀市男女平等をめざす基本条例※1」「古賀市男女共同参画計画※2」に基づき、総合的・計画的な取組を進めてきました。

今後、男女の人権が等しく尊重され、対等な立場で共に意欲と能力を発揮して仕事や地域活動などに参画できる環境づくりを推進することが求められています。

■ 基本方針

- 男女の人権が等しく尊重され、対等な立場で家庭、学校、職場、地域社会において、あらゆる活動に積極的に参画でき、互いに個性を認めあい、支えあう男女共同参画社会の確立を目指します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 男女共同参画意識の向上

- (1) 男女が互いに個性と能力を尊重しあい、社会参画できるまちづくりを推進するため、家庭や学校、地域、職場における啓発活動を推進します。

2. 男女共同参画の推進

- (1) 古賀市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るなど、すべての審議会・委員会において、男女のバランスの取れた委員の登用を推進します。
- (2) 男女共同参画推進のため、人材の育成やネットワーク化に努めます。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
審議会などの女性委員の割合	37.3% (H21年度)	40% (H28年度)

※1 真の男女平等を実現するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための条例。平成17年度に施行。

※2 男女共同参画基本法に基づき、男女共同参画社会の確立を目指し策定された計画。

政策7-3 共働のまちづくりの推進

■ 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行や地域の自主性・自立性の向上が求められるなど大きな時代の変化を迎える中、多様化する市民ニーズや地域の課題に行政サービスだけでは対応することが困難になってきています。

このような中、古賀市においても、市民一人ひとりをはじめとして地域、NPO、企業、学校など多様な主体がまちづくりの担い手として、お互いの役割や責任を自覚しながら、それぞれの特性を生かし、共働してさまざまな課題の解決に取り組むことが求められています。

■ 基本方針

- さまざまな課題の解決のため、市民参画や校区コミュニティ活動を推進するとともに、地域リーダーの育成や多彩なNPO・ボランティアの主体的な活動を促し、さまざまな主体が共働するまちづくりを推進します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 市民参画の推進

- (1) 市民の主体的なまちづくりへの参画を推進するため、ワークショップ方式をはじめ、さまざまな市民参画の手法を研究し積極的導入を図ります。
- (2) 企業・事業所などが道路の清掃活動などを行う「アダプトプログラム※1」を引き続き推進します。
- (3) 住民自治を推進するため、「古賀市自治基本条例(仮称)※2」の制定に向けて取り組みます。

2. 校区コミュニティ活動の推進

- (1) 自治会・校区コミュニティ・市の役割を整理するとともに、地域リーダーの育成と支援の充実を図り、校区コミュニティの組織づくりや活動を推進します。
- (2) 小学校の旧用務員室などの活用を含め、校区コミュニティ活動に必要な拠点づくりに努めます。

3. 市民活動の支援

- (1) 市民活動支援センター※3を活用し、ボランティアやNPOの情報発信や交流を促進するなど市民活動を支援します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
アダプトプログラム参加団体数	31 団体 (H21 年度)	50 団体 (H28 年度)
校区コミュニティ組織数	5 校区 (H21 年度)	8 校区 (H28 年度)

※1 企業や事業者などが、道路の清掃など美化活動により地域貢献を行う制度。

※2 住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例で「自治体の憲法」とも言われる。

※3 地域の課題に関する市民の自主的かつ自発的な活動を支援することにより、市民活動の促進を図る施設。

政策7-4 開かれた市政の推進

■ 現状と課題

近年、パソコン・携帯電話などの情報機器やインターネットが急速に普及したことにより、市政情報の発信や入手が容易になり、市民の市政に対する関心も高くなっています。

このような中、古賀市では広報紙・公式ホームページなどによる情報発信や市長・職員などによる出前講座の実施など、さまざまな方法で情報提供に取り組んできました。

また、インターネットメールを利用した意見・要望などの受付やパブリック・コメントの実施など、市民の声を行政運営に生かす取組と個人情報の適正な管理にも努めてきました。

今後は、市民のまちづくりへの関心を高め、積極的な参画と共働を図るとともに、市民の声が市政に反映する、よりきめ細やかな広報・広聴システムの研究・実施や個人情報のより適正な取扱いが求められています。

■ 基本方針

- 個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努め、市民との情報の共有化を図ります。
- 誰もが使いやすく見やすく理解しやすいものとするよう「ユニバーサルデザイン※1」の考え方を取り入れながら、広報紙や公式ホームページの工夫・改善を行います。
- 市の魅力をさらに市内外へ発信するため、情報メディアなどを積極的に活用し、市のイベントなどの情報を提供できるよう努めます。
- 市民の声を市政に反映させるため、市民と双方向の意見交換ができる仕組みづくりについて研究します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 情報公開の充実

- (1) 市民参画を進めるため、行政情報のデータベース化などを行い、市民へのわかりやすい情報提供や市民との情報の共有化に努めます。

2. 個人情報保護の強化

- (1) 個人の権利や利益が侵害されることのないよう、個人情報の適正な取扱いを引き続き徹底します。

3. 広報の充実

- (1) 広報紙や公式ホームページに「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れるためのガイドライン（指針）を作成し、工夫・改善します。
- (2) 市政やまちづくりへの市民意識の向上を促すため、市民ニーズや市民生活の実態に即した「問題提起型」の広報紙の編集に努めます。

- (3) 市政情報を多角的かつ効果的に発信するため、多様な情報メディア（新聞・テレビ・ラジオなど）を活用した広報活動を行うとともに、職員の広報マインドのさらなる向上を図ります。
- (4) 市民の立場に立った情報発信ができるよう、古賀市広報広聴懇話会をより活性化させるとともに、「市政モニター制度」などについて研究します。

4. 広聴の充実

- (1) 市民ニーズや市民生活の実態を把握し、市民の声を市政に反映させるため、市民と双方向の意見交換ができる仕組みづくりについて研究します。
- (2) 市民の意見・提案・要望を広く市政に反映していくため、説明会の開催やパブリック・コメントの実施など、市民の声を広く聴く機会の充実を図ります。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
公式ホームページページビュー※2 (月間平均)	25万PV (H21年度)	60万PV (H28年度)
市民からの情報投稿数 (月間平均)	5件 (H21年度)	15件 (H28年度)

※1 高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

※2 ウェブサイト、またはウェブサイト内の特定のページが閲覧された回数。アクセス数。

政策7-5 適正な行財政運営の推進

■ 現状と課題

古賀市では、三位一体改革による急激な財政状況の悪化を受け、平成 19(2007)年度から平成 22(2010)年度を期間とする第3次行財政改革に取り組みました。

しかし、少子高齢化のさらなる進行、環境保全意識や安全・安心への関心の高まりなど、行政を取り巻く社会環境は大きく変化しており、市民ニーズはますます多様化し、増大しています。

今後も引き続き、自主財源を確保しながら、多様化する市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、持続可能な行財政基盤を堅持していくことが課題となっています。

■ 基本方針

- ヒト（組織・人事）、モノ（施設など）、カネ（財源）といった経営資源の連携と活用や市民サービスと事務効率の向上に努めるとともに、優先度・緊急度に応じた選択と集中による計画的で効率的な行財政運営に努めます。
- 地域全体での発展を視野に入れ、将来を見据えた広域的なまちづくりを推進します。

■ 政策実現のための主な施策

1. 健全財政の推進

- (1) 枠配分予算編成システム※1 を継続し、行政評価と連動することで効果的な財源配分を行います。
- (2) 自主財源を確保するため、滞納整理の早期着手・早期整理の徹底、滞納処分の強化を図るとともに、広告収入など新たな財源確保について検討します。
- (3) 公益性・公平性を確保し、経費負担のあり方などを考慮しながら補助金制度の再構築を行います。
- (4) 財産の確実・効率的な運用に努め、未利用の公有財産の貸付・処分を引き続き行います。
- (5) 広域行政で行う事業の負担金の低減を図るため、事業の効率化に向けた検証の実施を提言します。

2. 行政機能の向上

- (1) 効率的な行政経営を支える組織機構・人員配置を適宜見直します。
- (2) 行政評価制度※2 の充実を図り、PDCAサイクル※3 を確立します。
- (3) パソコンや携帯端末機を利用した電子申請手続きについて、その効果や効率などの調査研究を重ねながら拡充を図ります。
- (4) 事務の効率化を図るため、事務処理システムの改善に努めるとともに、情報セキュリティを留意しながら行政情報のデータベース化・ネットワーク化をさらに推進します。

3. 職員の資質向上

- (1) 意識的にP D C Aサイクルの手法を取り入れたO J T※4を中心とする職員研修制度や一定期間中の職務遂行上の能力や行動、実績を評価する人事評価制度などを実施していくことにより、職員のモチベーションと資質の向上を図ります。

4. 国・県・周辺自治体との連携強化

- (1) 国・県・周辺自治体の動向に留意しつつ、広域連携の強化を図ります。
- (2) 効率的・効果的な市民サービスを提供するため、周辺自治体と共同実施できる事業について調査研究します。

5. 市民サービスの向上

- (1) 諸証明の交付時間帯の拡大など市民ニーズに適応したサービスの充実について調査研究し、市民ニーズに適応した事業の展開を進めます。

6. 定住化の促進

- (1) にぎわいと活力あるまちづくりを進めるため、子育て世代などを中心とした定住化を促進します。
- (2) Uターン・Iターンの優遇など、新たな定住化促進策を検討します。

■ 代表的な指標

指標名	現況	目標値
経常収支比率※5	91.3% (H21年度)	84% (H28年度)
市税収納率	97.8% (H21年度)	98% (H28年度)

※1 市の予算編成方法の一つで、経常的な経費を各部に予算配分し、部の責任において予算編成するシステム。

※2 体系化された事務事業の現状分析を行い、業務改善に結びつけるため、成果重視の視点からその方向性や進捗状況を評価するもの。

※3 マネジメントの機能をサイクルとして捉え、一連の流れを繰り返すことで業務を合理的に処理していく手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する。

※4 On the Job Training の略。職場の中で業務を通じて、上司や先輩職員が、部下や後輩職員に対して、現在または将来の仕事に必要な知識やノウハウを意識的、継続的に指導するための多様な取組のこと。

※5 歳出のうち人件費や公債費などの経常的支出に、市税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標。